

平成19年第1回定例会

平成19年2月23日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第 2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 3号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 6号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 7号 平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第2号)について
- 第 12 議案第 8号 平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について
- 第 13 議案第 9号 平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 14 議案第 10号 平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について
- 第 15 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	安田肇君	2番	湯井廣志君
3番	三好徹明君	4番	佐藤淳君
5番	茂木光雄君	6番	松本啓太郎君
7番	冬木一俊君	8番	神田省明君
9番	木村喜徳君	10番	青柳正敏君
11番	吉田達哉君	12番	黒澤勲君
13番	飯野榮君	14番	荻原節子君
15番	宮前俊秀君	16番	小須田一美君
17番	若林秀昭君	18番	江原洋一君
19番	山崎恒彦君		

説明のため出席した者

管理者	新井利明君	副管理者	齋藤軍雄君
病院長	鈴木忠君	経営管理部長	坂本和彦君
副院長	石崎政利君	次長兼総務課長	吉田賢治君
外来センター長	田中壯侖君	外来センター事務長	今井光満君
介護老人保健施設長	栗原寛君	介護老人保健施設事務長	塚越秀行君
看護部長	石田茂子君	薬剤部長	田村昌行君
外来センター課参事	内田雅之君	医事情報課長	松田裕一君
用度施設課長	黒澤美尚君	情報管理担当課長	小野里昇君

開会のあいさつ

議長（松本啓太郎君） 本日、平成19年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が召集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして開会できますことを、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されますものは、平成19年度病院事業会計予算他10案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げます。また、まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。議事日程につきましては、皆様のお手元に配布してありますので、よろしくお願いたします。

開会及び開議

午後1時30分開会

議長（松本啓太郎君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。ただ今から、平成19年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

第1 会期の決定

議長（松本啓太郎君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（松本啓太郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。3番、三好徹明君、10番、青柳正敏君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（松本啓太郎君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。
管理者（新井利明君） 本日ここに平成19年第1回組合議会定例会を招集いたしまし

たところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらず、ご出席をたまり感謝申し上げます。

昨今、医療に対する国民の意識が変化する中、病院医療に対する要求水準は、ますます高まってきております。当院では、昨年4月に地域医療支援病院に、また先月地域がん診療拠点病院として認定されました。地域の皆様に良質な医療を提供することが、何よりも重要なことでもありますので、今後もさらに努力をしてまいります。議員各位には深いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本日の案件は、組合各事業の平成19年度予算を中心として11議案の審議をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。

第4 報告第1号

議長（松本啓太郎君） 日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成17年度医療施設等設備整備費補助金として、256万5千円が交付されましたが、事業内容に変更があり、事業経費が減少したため、補助金額の変更が生じました。その結果、59万1千円の補助金の受け入れ超過となったために補正をするものです。

返還期日が平成19年1月9日であったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきました。

以上簡単であります。説明とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。こ

れより採決いたします。報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、報告第1号は、原案のとおり可決されました。

第5 議案第1号

議長(松本啓太郎君) 日程第5、議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長(坂本和彦君) 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

当組合が加入しております群馬県市町村総合事務組合より、規約変更に関する協議の議決依頼を受けております。内容につきまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備を図るものであります。また、別表の改正につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である「多野郡町村会館事務組合」、「藤岡、吉井環境衛生事務組合」及び「渋川交通災害共済組合」が平成19年3月31日で解散することとなったため、また、当組合が別表第2の共同処理する事務のうち、常勤職員に係る退職手当の支給事務について脱退することとなったため、さらに「渋川地区広域市町村圏振興整備組合」が消防団員又は消防吏員に対する賞じゅつ金支給事務について、新たに開始することとなったためであります。

以上簡単であります。提案理由とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

第6 議案第2号

議長(松本啓太郎君) 日程第6、議案第2号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長(坂本和彦君) 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の改正につきましては、地方公営企業法第27条のただし書きの規定により、出納事務を収入役に取り扱わせておりましたが、収入役制度の廃止に伴い改正するものであります。

第2条では、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の改正であります。地方自治法第172条の規定では事務吏員及び技術吏員、並びに、その他の職員の区分がされておりましたが、事務の複雑化・多様化により事務や技術が明確に分けられないため改正し、吏員制度を廃止するものであります。また、職員の定数につきましては、管理者の権限により、定数の配分を変更し、業務の効率化や弾力的な人事異動の運用を図るための改正でございます。

第3条では、多野藤岡医療事務市町村組合特別職のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正であります。収入役制度の廃止に伴うもので、収入役の報酬及び費用弁償を削るものでございます。

第4条では、第1条と同様に地方公営企業法第27条のただし書きの規定により、出納事務を収入役に取り扱わせておりましたが、収入役制度の廃止に伴い改正するものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員(湯井廣志君) 2条の関係なのですが、職員の定数620名とした根拠をおうかがいいたします。

議長(松本啓太郎君) 総務課長。

総務課長(吉田賢治君) 現行も620名となっております。定数については、変更ございません。以上です。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この病院の大きさにして、この620名というのは、多いのか少ないのか、その点をお伺いしたい。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） ただ今のご質問でございますが、多いか少ないかを申し上げますと、病院の機能で、その定数はだいぶ変化があるというのが現実かと思えます。それで、当院のこの定数については、今、発言がありましたが、現在、596で推移しておりまして、この後、当初予算、19年度の提案もございませぬが、看護師等の増員を考えておりますので、620で実施したいと考えております。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この620名の数でございますが、患者数によって、これが今後変わる可能性があるのか、ないのか、その点をおうかがいいたします。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（坂本和彦君） 今回の職員定数の第2条の改正につきましては、現行、公立藤岡総合病院の事業部門の職員ということで、486人、公立藤岡総合病院附属外来センターの事業部門ということで、78人、訪問看護ステーション事業部門の職員4人、介護老人保健施設事業の職員52人、合計620人という形で、第2条の規定がございました。弾力的な運用を図るために、各施設ごとの数ではなくて、全体の数で620人ということで、定めさせていただいて、実際には、現在、590人余りでまわっているという状況でございます。ぜひ、ご理解いただければと思います。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ございませんか。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 今の説明だと、今まで、それぞれの部署で定数が決まっていたというお話ですよ。これ、それぞれの部署の定数を廃止して、全体で620。ここに、それぞれの部署を代表する責任をもってやっておられる方がいると思うのですが、その辺は、どういう協議、こうした方が明らかにメリットがあるんだ、法律が改正になったのなら、仕方ありませんが、いずれにしても、このほうがこの病院にとって、弾力的に人事だとか、そういうことができるという説明なのですが、それぞれ部署を担当して、責任を持ってやっている方はどんな意見を持っているのでしょうか。どういう協議をして、このように決定されたのか、その辺の内容について、それぞれの部署でお答えいただけませんか。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 質問にお答えいたします。おのおのの施設というのは、特に、看護師はじめ、特に、看護師、それからリハビリテーション等、施設においては、施設基準ということで、当然、必要人数というのが決まっております。ですか

ら、そこを自由に運用するということではなくて、そういう施設基準として、捉われない、そういうところを管理を一本化することによって、より全体の事業がスムーズにいくような形で、職員の異動等を行うということで、考えております。そして、それについては、18年度において、具体的にそういう人の異動ということに関しては、執り行われてきているのが実情であります。やはり、医療は、施設の基準ということで、特に、ライセンスを持った方々のスタッフについては、当然、その数というのは規定がありますので、それを数を減らしてどうこう、そういうことはまったく考えておりません。以上です。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はございませんか。失礼いたしました。外来センター長。

外来センター長（田中壯信君） 医療はやはり、一体となってやるのが非常に多いです。特に、医師の場合は、両方を兼務しながらというのが非常に多い。看護師についても、そういうことがございますので、それぞれの定数でやることはその通りですが、全体の中でより効果的に人事をし、機能をしていくということが適切かと思っています。

議長（松本啓太郎君） 介護老人保健施設長。

介護老人保健施設長（栗原寛君） 老健施設としましては、例えば13.4人という風な計算上の数だけということを現在14又は15人で運営しておりますけど、現場の感覚で言いますと、もっと何人か増えないと十分な介護は出来ないという印象がありますけど、経営上の理由で増員が出来ないので、現在の数で運営している訳でございます。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 確かに、いろいろな意味で、弾力的にというお話なのでしょうが、そうしますと、いろいろな意味で、人間の配置、それがどうしても1局に集中して、それぞれのたとえば、外来センターだとか、いろいろなところで、うちのほうはそこできちんと任されてやっているほうは、うちのほうはこういう状況でこうなんだ、こちらの施設ではこういう事情でこうなんです、良い部分もあるのですが、逆に、あまりにも1局に集中して、その辺がきちんとそれぞれの現場の実情、そういったものがきちんと把握ができて、中身もきちんと把握ができて、果たして、適正なそのへんの人数の問題だとか、あるいは、たとえば、誰をどこのポジションだとか、そういうことがマイナスの部分も出てくる可能性が少々、懸念されるのではないかと、そういうことも感じるのですが、それについては、どういうお考えなのでしょう。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（坂本和彦君） 当組合は、4つの施設でやっていますけれども、4つの施設とも、適正な人員の配置について、施設の責任者と協議をして、配置を今後も

進めていきたいと思います。また、全体の数につきましては、先ほども、湯井議員さんの時に説明しましたが、増減はございませんので、それぞれの施設、外来センター、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、病院、4つの施設それぞれの責任者と、施設基準は最低限守らなければならないことですが、それに加えて、必要なスタッフについては、配置していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 確かに、説明ではその通りなのですよね。それぞれがそのポジションでそれなりの責任と使命感を持って、仕事をなさっているのしょうから、よく、それぞれの部署の意見がきちんと通るように、風通しのいい組織にしてください、一部の人の思惑や感情的なことでやるのではなくて、きちんと、それぞれの責任者の考え等も十分考慮して、風通しのいい組織になるようお願いをしたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第2号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

第7 議案第3号

議長（松本啓太郎君） 日程第7、議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（坂本和彦君） 議案第3号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正につきましては、第7条の休息時間を削除するものであります。これまで4時間につき、15分の休息時間を付与しておりましたが、民間企業においては、ほとんど普及していない制度であることから、休息時間を廃止するものであります。この改正は、平成19年4月1日から施行する予定であります。

以上簡単であります。提案理由とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

第8 議案第4号

議長（松本啓太郎君） 日程第8、議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（坂本和彦君） 議案第4号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成19年4月1日から施行予定であります、藤岡市職員の退職手当に関する条例の例による、当組合の退職手当支給に関する条例の制定に伴い、改正をお願いするものであります。内容につきましては、退職手当の勤務期間の計算から育児休業の期間を除算するというものであります。

以上簡単であります。提案理由とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご

質疑願います。

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

第9 議案第5号

議長(松本啓太郎君) 日程第9、議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長(坂本和彦君) 議案第5号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院の勧告により、管理職手当及び扶養手当について、改正の勧告がございました。

まず、第7条の2、第2項においては、管理職手当の上限を定めるもので、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならないという内容の改正であります。また、第8条につきましては、扶養手当の改正で、現在3人目以降の子の支給月額が5,000円となっており、2人目までの子が6,000円であるのに対し1,000円低い金額となっております。現在、国をあげての少子化対策が推進されていることに配慮し、扶養親族である子等のうち、3人目以降に係る支給額を1,000円引き上げ、6,000円とするものであります。

さらに、第14条の宿日直手当及び別表第2医療職給料表(一)の改正につきましては、医師確保の一環として、医師の給与について、他の公立病院等との均衡を考慮し、改正をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご

決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 他の病院との均衡を図るということだったのですが、ここはそういう部分では低かったということなのではないでしょうか。他の病院との均衡ということになると、そちらの方でデータを持っているのでしょうか。当然、この病院が他の病院と比べて低いということで、条例改正するのでしょうか。他の病院はどんなところですか。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 他の比較との中で申し上げますと、医療職1の表におきまして、3級、4級、5級の部分で、たとえば、5級のところで、21号給までしかございませんでした。それに最低差額といいますか、それを加えて増やしているということで、とらせていただいております。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

（午後2時0分休憩）

（午後2時5分再開）

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 申し訳ございません。答弁させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、医療職1の表で、3級、4級、5級の部分におきまして、最高の額が比較したところ、先ほど、事務局長が申し上げましたが、他よりもだいぶ低い金額ということなのです。それで、その調整ということで、付けさせていただいたという経緯なのですが。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

（午後2時6分休憩）

（午後2時9分再開）

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 今、医師の確保ということが至上命題なのですよ。そういう意味では、理解はできます。こういうことと併せて、医師の確保について、どういうふうに関連があるので、質問させていただきますが、どうしても、いろいろな意味で、医師の確保は大変な問題なんだと、今日まで皆さん方は、私どもに対して、そういう説明をしてきたわけです。したがって、いろいろな意味で、私に言わせると、じゃあ、藤岡はこれでいいのですか、極端な例ですが、極端なことを言えば、どうしても確保するためには、31万ではなくもっと、他の病院よりもあげる必要があるのではないかとこの角度からの理論だって、あってしかるべきだというふうに思うのですが、これで31号給まで上げて、それなりの医師の確保という部分では、それなりの効果が出るのでしょうか。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 先ほどのことで、効果が出るのかということですが、それだけではございませんで、たとえば、1万7千円から2万円という、そのほかについても、多少なりの増額をさせていただいているというのが、内容になっています。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ありませんか。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 同じ質問ですが、ここ10級ばかり新設するということは、これに該当する方が出てくるという判断のもと、こういう改正をしているわけだと思いますが、実際に、再任用の際に、5等級から始まる、いわゆる実績、そういった年齢、この辺については、どういう形の決まりがあるのですか。実際に、5等級からいきなり始まる方も、そういった素晴らしい経歴なり、実績なり、そういった中で、どういう判断基準の中に5等級からスタートする方がいらっしゃるのかどうか。そして、最高に達するまでに、何年かかるのか。その辺をおたずねします。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

（午後2時15分休憩）

（午後2時16分再開）

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務課長。

総務課長（吉田賢治君） お答えいたします。まず、お話に出ています、5級は、現在、院長、4級につきましては、センター長、副院長、3級につきましては、部長、医長です。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうしますと、5級に該当する人は現在1名だと、院長先生だと、そうなりますと、4級の最高限度額をどういう形でクリアした人が5級に自動的にいく制度になっているのですか。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

（午後2時17分休憩）

（午後2時19分再開）

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務課長。

総務課長（吉田賢治君） お答えさせていただきます。先ほどのどこまでいじたのかという話ですが、医療職の給料表を3級、4級、5級と、1級からありますが、それに他院との均衡を図るために、付け足してございます。その中でも、3級、4級、5級には、どんなものが該当するかというのは、申し上げましたとおりでございます。それにつきましては、職務の内容で級が決まっておりますので、5級に関しては、病院長の職務、4級に関しては副院長、外来センター長、統括部長、施設長ということになってございまして、3級につきましては、部

長、もしくは、相当の経験を有する医長の職務ということでございます。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 細かに説明していただきました。病院長にうかがいますが、今度の改正によって、いわゆる、医師の確保が先ほど言うように、最高の命題であるというふうな形の中で、新たな医師を確保するのに、本病院のそういった給料体系というのは、他に劣っているのか、いないのか。また、今回の改正によって、どのような、院長として、医師の確保に対する備えができるのか。院長の考え方をおたずねします。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 他院との均衡を図るということで、提案されているわけですが、これは、公立病院。群大から特に派遣されている医師については、いろいろなところをローテーションいたします。ですから、少なくとも、同じ立場でローテーションしてきた者が差額が大きいと、マイナスであるということは、避けたいということであります。そして、病院は病院ごとに給与体系はまちまちであります。ただ、全体として、いろいろな形で卒年に合わせてバランスをとっているというのが現状であります。ですから、当院が確保のために一気にあげますと、群大の医局との関係から他の病院も一斉にならるのでバランスをとらねなければならないことになって、かえって、混乱をもたらすこととなります。そういうことで、やはり、具体的などころでは、高ければ高い方がいいというものではなくて、あくまでも、突出したような形はとらないということがいいのだろうと。少なくとも、当院において、その運用の中で、おちているところは均衡を図るということで、今回、提案させていただいたわけです。それから、医師を確保するのに、給与が高ければ高いほど、医師がより確保しやすいかと、これは決してそういうことではありません。やはり、その地域を支える住民の方の病院に対する期待度、それから、病院における医療行為において、充実感を味わえるかどうか。そういうことがそこで提供する医療の質、医療の質というのは、一方的に与える側の立場だけではありません。やはり、医療を受ける患者さん双方が一体となって、地域の医療はよくなっていくというふうに考えております。そういうなかで、医師を確保していくというには、やはり、当院に来て、医師の場合は、トレーニングの一環として、いろいろな病院を異動いたします。そういうなかで、当院に対して、いい印象、やはり、充実感を味わえたという印象が直ちに伝わりますので、次に交代でくる医師の希望をとったときに、次を確保することにつながっていきます。これは大学との関係の場合において、とくに、そういうところを強調したいと思います。病院が大きいから、公立であるから医師を確保できるという時代は過ぎました。それは、そこ

において、働く医師が充実感を味わえるか、お金だけの問題ではなくて、やはり、いろいろな面で環境が整っているかどうか、そういうことが一番大事。現に、県立がんセンターにおいては、婦人科の医師はいなくなり、がんセンターだって、いずれは婦人科のがん治療がままならないという事態が新年度から始まる事態もあるのです。そういうようなことで、とにかく、建物は立派で、設備がよければ、医師は集まってくるというふうに勘違いされがちなのですが、ただ、中身が一番大事であるということだろうと思います。そして、やはり、そこで医療行為をするためには、充実感を味わうためには、医療器機等、満足できるものをそろえるということが大事であろうと思います。給与の面だけで、医師確保ということではなくて、あくまでも、もっと大きい視点で充実させるということが大事だと思えます。以上であります。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この改正でございますが、号級をあげて、給与を払うというやり方を考えたわけでございますが、医者への給与、一般の公務員の給与の考え方と同じにするべきではないと考えています。医者は公務員と違い、いい先生が来れば、患者は当然集まってくるわけですから、年俸制というような、企業ではすでに始まっておりますが、1千万、年間くれますよというような年俸制の医者を確保するべきだと私は考えております。そのような議論を、この給与の条例改正であげるのに先立って、そのような議論をしなかったのか、そのところをお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 今、ご指摘いただいたことは、私はもっともであろうと。やはり、年俸制を導入するために、検討すべきであろうというふうに考えております。即、導入するという意味ではなくて、検討すべき課題だろうと思います。それについては、公的な病院で年俸制を導入した病院がすでにご覧いただけます。そこに問い合わせて、いろいろ資料を取り寄せて、検討しているところであります。ただ、これをいじるとするのは、非常に大変な、そう簡単にはできないのです。十分な検討をして、なかをつめていかないと、いろいろな矛盾が出てくるということがありますので、そういうことで、これは将来の課題として、継続的に、事務部に経営管理部にその点は指示して、今、続行しているところであります。ただ、すぐ手をつけていかなければならないところが当然、ございますので、そういうなかで、ある意味では、年俸制と少し違うかもしれませんが、今回の提案というふうになった次第でございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 医師の確保の件なのですが、今、院長からいろいろ説明がありまして、その中で、私が今まで思っていたことと、ちょっと違うかなというニュ

アンスのことがあったので、お聞きしたいのですが、そういった形の質問はよろしいでしょうか。今まで、この病院議事に携わっている中で、群大の医局の方から、おおむね医師を派遣していただくというような、そんな捉え方で私はいたのですが、たとえば、群大というと、東大系ですから、東大、群大の大学院、それ以外のところの医者が果たして、この病院にいるのかなという、たぶん、いないのではないかなと思うのですね。この内容を充実すると、そういった、たとえば、慶応大学を出たお医者さんとか、そのほかの大学を出たお医者さんで、優秀なお医者さんが来てくれるということが可能なのですか。そのことをお伺いしたいのですが。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 現在においては、群馬大学との結びつきが非常に強く、そして、ほとんどの医師が群馬大学の医局に所属した形で、医局の人事とは離れたものもおりますが、そういう形で医師として、当院の常勤医師として、働いているのが現状であります。しかし、大学自体に人員がいなくなってきたということで、大学自体も、群馬大学をあてにするのではなくて、どうぞ、昔でいきますと、縄張りという、言葉は悪いですが、そういうような意識で、他の大学の医局が介入するということはなかったんですけど、今はもうそう言ったこだわりはなく、どこからでもいろいろなところと交渉して、医師を確保していただきというふうに勤められているのが現状であります。当院に、群馬大学と直接かわりなく、医師がいるかというご質問ですが、それについては、現在は個人の都合で退職されましたが、福井医大の出身で、福井医大の所属の方が勤務した実績がございます。そして、新年度に入っては、大学の医局とは直接関係のない、埼玉医大に所属していた方ではありますが、その方が当院でぜひ研修をしていきたいという申し入れがあって、その者を採用ということで、管理者から決裁をいただいております。そういう形で、2名ほど、新規に増える医師については、群馬大学の医局からの派遣という形ではございません。以上です。

議長（松本啓太郎君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） そうしますと、だいぶ、他の大学等から入ってくる方もまれにいるようですが、なかなか、これも地域、地域の中で自治体の病院があるでしょうから、そういう言い方をすると、語弊があるかもしれませんが、よく従業員募集というちらしが入ってきますが、ああいう形で一般募集をしても、なかなかお医者さんって集まるものではないと思うのですね。ですから、やはり、群大の医局と連携を密にする方がよりお医者さんを派遣していただくことについては、有効な手段なのではないかなと、私は考えるわけでございます。この給与体系、変わって給与をいっぱいいただいて、お医者さんが実

際にはお金を稼ぐわけでありまして、それから、看護師さんがお金を稼ぐわけですから、そういう方にきちんとした給与をお支払して、いい医療を提供していただくということで、だんだん、地域の中でもっと人気が高まれば、経営も改善していくのだと思うのですが、実際に、今回、この変更によって、実際の給与がこれを施行した後同時に、多少なりとも、経費が増えたりするのか、増えたとすると、どれくらい増えるのか、その辺をお伺いして、質問を終わります。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（坂本和彦君） 先ほども、ご説明させていただきましたが、過去において、人勧で給与ベースが下がりました。下がったのだけれども、5年間、その差額を補償します。ただ、給与は上がっているのですが、あがれば、差額が少なくなると、その差額を補償しますという話の中での移動ですので、変わらないということで、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

第10 議案第6号

議長（松本啓太郎君） 日程第10、議案第6号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（坂本和彦君） 議案第6号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現在、感染症取扱手当につきましては、従事した日1日につき230円を支

給することになっておりますが、国と同様 290 円に改正をお願いするもの
あります。

次に、第 10 条の診療取扱手当については、医師に対する待遇を厚くし、医
師確保に資するため、手当の増額をお願いするものであります。現在、医師に
ついては、時間外の特別な事情により、診療業務を行った場合についての手当
として、1 時間につき 2,000 円を支給しておりますが、これを 2,500
円に改正するものであります。また、医師の宿日直時の救急取扱として、他の
公立病院との均衡を考慮し、宿日直手当に 16,000 円を超えない範囲内
での加算をするというものであります。

以上、簡単であります。提案理由とさせていただきます。慎重ご審議のう
え、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご
質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終
結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。こ
れより採決いたします。議案第 6 号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊
勤務手当に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに
賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可
決されました。

第 11 議案第 7 号

議長（松本啓太郎君） 日程第 11、議案第 7 号、平成 18 年度多野藤岡医療事務市町
村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。提案
理由の説明を求めます。管理者

管理者（新井利明君） 平成 18 年度、多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補
正予算第 2 号について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正では、第 3 条で示しておりますとおり、収益におきましては、3
事業で群馬県市町村総合事務組合の脱退に伴う精算金を計上しております。病

院事業では、7対1看護の取得による増収を含め、当初予算額に対し24.3%、1億631万5千円の増額、附属外来センター事業で、当初予算額に対し4.9%、1億617万円の増額、訪問看護事業では、当初予算額に対し21.1%、925万円の増額補正であります。

費用につきましては、病院事業で過年度の滞納金の不納欠損処理等のため、当初予算額に対し0.5%、3,604万7千円の増額補正、附属外来センター事業で、給与費、経費の減額等で当初予算額に対し、2.5%、6,061万8千円の減額補正であります。

第4条 資本的収入及び支出におきましては、がん診療連携拠点病院としての設備設置事業と事業に対する補助金等を計上させていただきました。

以上、誠に簡単であります但提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。尚、詳細につきましては事務局長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（坂本和彦君） 詳細について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第3条で示しておりますとおり、収益については、第1款、病院事業収益第1項医業収益で当初予算額に対し、1.4%、8,912万3千円の増額補正、第2項医業外収益では、2.1%、531万1千円の増額補正、第3項特別利益で、15億1,188万1千円の増額補正であります。

主な内容としまして、医業収益の入院収益で、当初予算で想定した入院患者数に比べて1日平均27人、延べで9,667人の減少が見られるものの、10月からの7対1看護取得による患者1人当たりの診療単価の増加により、1.2%、6,743万4千円を増額するものであります。外来収益は、救急患者数は減少したものの透析患者の増加により当初予算額に対し、3.2%、1,998万9千円の増額補正です。第2項医業外収益では、他会計負担金で17年度借入企業債の利率確定により、8万6千円の減額、臨床研修補助金確定により539万7千円の増額、第3項特別利益では、固定資産売却収益で、1,251万4千円の減額、その他特別利益で、退職手当の総合事務組合脱退による病院事業分の精算金で、15億2,439万5千円の増額補正となっております。

第2款、附属外来センター事業収益では、第1項医業収益で当初予算額に対し、3.7%、7,697万5千円の減額、第3項特別利益で、1億8,314万5千円の増額補正であります。内容としまして、医業収益の外来収益で外来患者数の減少により、9,257万5千円の減額、その他医業収益で健診事業の増により、1,560万円の増額、特別利益では、退職手当の総合事務組

合脱退精算金による附属外来センター事業分で1億8,314万5千円の増額となっております。第3款訪問看護事業収益、第2項特別利益では、退職手当の総合事務組合脱退精算金による訪問看護事業分で925万円の増額となっております。支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用で、1,197万5千円の減額補正、第2項医業外費用で、72万2千円の増額補正、第3項特別損失で4,730万円の増額補正であります。

その主な内容としまして、医業費用のうち、給与費では1.0%3,870万8千円の減額、材料費は、血液価格の上昇の影響で1,100万円の増額補正であります。経費は、光熱水費、保険料、委託料等の増額により、1,635万5千円の増額、減価償却費は、17年度の取得資産の確定で、2万2千円の減額、資産減耗費は、60万円の減額であります。医業外費用では、支払利息で117万8千円の減額、消費税で60万円の増額、雑損失10万円の増額、雑支出で120万円の増額、特別損失の過年度損益修正損で、4,730万円の増額補正であります。第2款附属外来センター事業費用では、第1項医業費用で2.7%、6,061万8千円の減額補正でございます。その主な内容は、給与費で非常勤医師の賃金2,100万円の増額ですが、全体として5,406万8千円の減額、材料費については1,200万円の増額、経費については1,900万円の減額、資産減耗費で45万円の増額をお願いするものです。

次に、第4条資本的収入及び支出ですが、第1款公立藤岡総合病院資本的収入、第2項固定資産売却代金で、318万9千円の減額、第3項国県補助金で、がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業補助金で840万円の増額、支出では、第1款公立藤岡総合病院資本的支出、第3項建設改良費で補助金に対応するシステム整備費として、1,680万円の増額をお願いするものであります。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 議案7号につきまして、質疑をさせていただきますが、第2条のところで、先ほど、事務局長さんから詳細な説明を受けたわけなのですが、これの公立総合病院ですか、年間延べ患者数、業務量のところですね。これ、10月から7対1の看護、また、外来収益においては、透析患者の数の増加ということがあったのだけれども、これ、もし、こういうことがなければ、かなりの見込み違いの業務量だと、私は感じるのです。なぜ、このような業務量が低下したのか、要因を教えてくださいたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） お答えいたします。公立藤岡総合病院の予定量の患者数の減少でございますが、これにつきましては、外来センターも同様ではございますが、医師、耳鼻咽喉科で2名、神経内科で1名、救急で1名等の医師が退職したというのが、大きな原因であります。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 今回の説明だと、医師不足、それによるものだと判断させていただきますが、特に、外来についても、耳鼻咽喉科という話が先ほど、出ましたが、非常に評判が悪いですね。待ち時間が長い。特に、新規について、ほんとに困って来ているわけですよ。そういう方が、それを受付をして、実際に、診察をするまで、どのぐらいの時間がかかるのでしょうか。それと、診察時間については、1人当たり、だいたいどれぐらいの、何分でも結構ですから、どのぐらいの時間がかかっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

議長（松本啓太郎君） 外来センター長。

外来センター長（田中壯信君） 患者さんに非常にご迷惑をかけているのは事実です。今まで、2名の耳鼻科医が常勤として勤務しておりましたが、大学の人員不足で撤退ということになりました。そういうなかで、なんとか、大学にお願いして、現在、半日を3回、なんとか来ていただいております。それも、大学の業務をやった後に来る午後の時間帯。午前につきましては、午後の手術の予定もございまして、後の時間は早くあけなければいけないという、そういう状況があります。そういうわけですので、なんとか半日3回を維持しているのが現状です。夜ですと、先生にも患者さんにも迷惑をかけているのは、重々わかっておりますが、夜の8時ぐらいまで、診療を続けているという現実がございます。従いまして、患者さんにしてみれば、午後に来て、夜8時、9時近くになる方もいらっしゃると思います。本当にご迷惑をかけておりますが、そういうなかで、パートを確保しながら、少しでも、地域の人にお役に立ちたいと思っております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

（午後2時50分休憩）

（午後2時50分再開）

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。外来センター長。

外来センター長（田中壯信君） 待ち時間につきましては、遅い人は5時間、6時間という方もいらっしゃると思います。先ほど、繰り返しますが、それから、患者さんの中には、午前中に他の科を診療して、午後、耳鼻科を受けたいという方もいらっしゃると思います。そういう人ですと、逆に、9時にいらしゃっても、診察が午後になってしまいます。なおかつ、いっぱいですと、夕方になってしまうということがございまして、5時間、6時間ではすまない方も、患者さんの

受け取り方ですが、そういう方も現実にはいらっしゃると思います。非常にご迷惑をかけております。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 今、答弁がありましたように、かなり、ご迷惑を議会に対してかけているのではなくて、実際の患者さんにかけているわけなので、その部分は早急に病院側も医師不足を含めた中で、対応していかないと、さらに、あそこに行っても遅くて、悪くてももらうのに、もっともっと悪くなってしまいうような気がするというような、そういう風評がかなり広がりつつあるので、診療科目、耳鼻科だけではありません。他の科を含めても、再来でくる受け付けの患者の方は、予約をしてくるわけですから、その時間にくれば、だいたいその時間の30分前後でみてもらえるのだけれども、新規で来る方については、本当に悪くても見える方がたくさんいらっしゃると思うのです。そういった方は、特別な対応というわけではないですが、すぐにみてもらいたいという患者についての病院側の対応は、どのようになっているのか、お聞きして、質問を終わりたいというふうに思います。

議長（松本啓太郎君） 外来センター長。

外来センター長（田中壯信君） 本当にこれは言い訳にしかありません。実は、来てくださる先生方も、午前中の場合によっては手術をして、あるいは、診察をしてから、来てくださる。そういう状況下でもいいからということで、お願いしております。ですから、当然のことながら、1人の医師がみる数は限界がございます。そういう中で、ほとんどの方がみてほしい、できれば早くみてほしいということで、来てくださっています。そういう中で、なおかつ、ご迷惑をかけているのは、入院が必要とか、大きな手術が必要という場合には、みられないという条件も一部受けての上で来ていただいているという現実がございます。ですから、初めからそういうのがわかる場合には、よその病院、他の病院の耳鼻科を紹介させていただいております。なかには、待ってもいいからと言って、8時、9時まで待つてくださるというのが現実でして、そういったなんとかして医師を確保しなければならないという状況と、非常に待ち時間なく、すぐみてほしいという患者さんの期待、それだけではなくて、手術もこちらで受けたいという期待、それに対して、申し訳ありません。今、十分におこたえできないのが現状です。一刻も早く、地域の医療情勢の医師の確保とともに、そういった確保については、日々、今後とも努力していきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ございませんか。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 外来センターの1日の平均患者数が18年度で710人という、これは見込みになると思いますが、平成14年、開業した時が294日で685人ですね。その後、暫時、15年度、16年度、700人をオーバーして、

いずれは800人近い形の中で推移するのではないかというふうなことです、一気に3年以上、さかのぼって、14年度の水準に近いところまで落ちてしまった。この要因は、今の話ですと、医師不足が原因であるというふうに、そういうことですがけれども、現実的に、この710人の体制の中で、14年度と比較して、どれだけの医師が不足し、現状増えたそういった医師のところの、いわゆる、患者さんが増加しているところ、その辺の対比というのは、どのように検討してきたのか、おたずねいたします。

議長（松本啓太郎君） 外来センター長。

外来センター長（田中壯信君） 一言で言えば、医師不足ということに尽きます。1つの理由は、先ほどの耳鼻科の問題があります。もう1つ、大きな理由は、すでにご存知かと思いますが、今年度の診療報酬の改定がございまして、たとえば、リハビリの患者さんにつきましては、ある一定の期間以外は、できないということがございます。ですから、現実的に患者さんが減った理由の1つは、耳鼻科の減少ですし、もう1つは、整形外科、脳外科を中心としたリハビリ患者の減少がございます。それから、現在、非常に限られた医師の中で、医師が病院と外来を兼務している医師が多いわけですし、どうしても、午後の診療ができないという科もございます。去年までは、午後も診療していた科が今年度は午後、できなくなったというのがございます。そういうことで、1日平均約112名の減となっています。ですから、主な理由は医師の撤退した科の問題、それから、診療報酬改定に伴うリハビリを中心とした患者さんの制限、医師の加重に伴う外来診療の一部閉鎖ということが主な理由と思います。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 内容的には、その辺かなと、また、後の中でさせていただきますので。ページ32ページの経費の削減というものが約2千万以上出てきているわけですが、この中で、委託料。この減額の内容について、説明をお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 用度施設課長。

用度施設課長（黒澤美尚君） お答えいたします。経費の削減につきましては、特に、業務委託を主に、先の議会でご承認いただきました、長期継続契約を軸にしまして、入院と外来センター、さらに、しらすぎの里を一元化に捉えまして、仕様書を作成しまして、入札を実施して、経費の削減に努めてまいりました。その結果、外来センターでは、医事業務委託、後は、検体検査業務委託、入院棟では、施設設備補修等で効果をあげております。今後も、3施設の業務の効率化を図りまして、経費の削減を目指していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君）　そうすると、委託料については、このレセプト、いわゆる診療報酬の請求の業務委託の競争入札の結果、こういうような減額が出たということで考えてよろしいわけですね。そうしますと、非常に努力をされて、いわゆる競争原理に基づいた中での経費削減について、かなり大きな効果をあげてきていると、そうしますと、本病院について、これについては、入院事務の電算委託というものが進まないなか、専門の職員の方でやっていますが、その辺についての事務的な改革というものを視野に入れているのかどうか。この経費の削減というのは、外来センターのレセプトの委託よりも、相当大きな効果が出てくる課題だと思います。ただ、当然病院の職員の方が真剣にしているのも事実であります。その辺についても、長期的な視野にたった検討に入っているのか、お伺いいたします。

議長（松本啓太郎君）　医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君）　先ほどの入院棟の方の医事については、現在、4月より請求業務につきましては、業務委託を開始しております。それに伴いまして、先ほどの経費の中で、入院棟は逆に、若干委託料が増えていると思います。

議長（松本啓太郎君）　他にご質疑はございませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君）　給与費の関係でお伺いいたします。病院費用の経費3870万8千円ですか、また、外来センターで給与費5406万の減額補正ということでございますが、この中で、18年度の改善見込みの中の超勤手当の削減というのが2240万3千円の削減をされておりますが、どのような超勤手当の削減が行われたのか、その点をお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君）　総務課長。

総務課長（吉田賢治君）　お答えいたします。これにつきましては、24ページをご覧いただければと思います。ここにおきまして、給与の明細書でございますが、中ほどの欄で、手当についての詳細を掲載させていただいておりますが、その上の段の右から2番目、ここにおきまして、時間外勤務手当の項で2240万3千円の減少になっております。これにつきましては、各所属の部門で把握してまところの超過勤務の申し入れ、各従業員が職員がやった業務につきまして、所属長が了解を得たのを総務課の方で超過勤務の手当を支給しているわけでございます。その結果としまして、想定ではございますが、今年度につきましては、こういった金額で想定させていただいているということでございます。

議長（松本啓太郎君）　湯井廣志君。

議員（湯井廣志君）　超勤の関係でございますが、当初、6822万2千円ですか、これだけかかるとして、超勤手当の計上をされているわけでございますよね。行政財改革の一環として、2240万3千円の削減をしたということでございますが、本来、人数が減り、仕事も大変になっている状況の中で、普通は、超勤

の額が減るということはありませんね。超勤に対して、サービス残業、そのようなことが実際にこの病院で行われているのか、また、この超勤、今までやったことにしていたのか、これは各自治体で非常に問題になっておりますが、その詳細をお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） お答えいたします。振り分けてということは、一切ございませんで、この主なものは、私どもで把握しているものですが、看護部が主になります。これにつきましては、時差出勤ですとか、遅出の勤務ですとか、創意工夫をさせていただいて、その結果として、看護部は人数が多いので、あれなのですが、そういうところで生み出された金額だということでございます。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私が言っているのは、この時間の超勤は必要だったわけですよ。今まで。必要でないことを超勤にしていたのか、ということになりますから、その点を聞いているわけです。そこを詳しく話していただかないと、サービス残業になっているのか、この無駄な超勤を今まで払い続けてきたのか、その点がはっきりしませんので、その点をはっきりさせてください。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） お答えいたします。無駄な時間を超勤手当として、支給していたということではございませんで、先ほど、申し上げましたとおり、看護部の事例を挙げましたけれども、一元化を図る中での業務の見直し、看護部だけではなく、事務部門も行っておりますけれども、そういった中で、時間のやりくりをした結果と考えております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

（午後3時8分休憩）

事務局長（坂本和彦君） たとえば、今までですと、外来センターと入院棟とか、独立して、外来センターと入院棟については、勤務形態が違います。たとえば、外来センターの場合は、月曜から土曜ということで、通常水曜日の場合は、550人から600人ぐらいの患者さんがお見えになると、だいたい2時とか、3時とかというようになります。ただ、そうすると、必ず超勤になります。土曜日についても同じで、それを入院棟の月火水木金の勤務の中でローテーションをすることによって、いわゆる、湯井議員さんもお存知のような言葉でいえば、フレックスタイムを導入することによって、こちらから外来センターへ来て、外来センターから入院棟をみるというような、フレックスタイムをするなかで、いわゆる、工夫をする中で生み出していただいたということです。また、事務方については、そうさせていただきました。看護部につきましては、看護部長

が大変ご苦労されているので、必要であれば、答弁するかと思いますが、次長の方から説明がありましたように、看護師さんは原則として3交代で働いているということがありまして、24時間、いつでも看護師さんがいる。しかし、3交代で3つに輪切りをした中でも、閑期と忙しい時期というのがあって、さらに、それを細かくして、忙しい時期に、たとえば、0.5人を増やすという工夫の中で、看護部の幹部がローテーションを苦労して作りながら、きめ細かに対応してもらっているということになると思います。そんな感じのイメージで改善が進んできて、2千万ぐらいだと思います。ただ、もう1つは、先ほど、次長が説明しましたが、超過勤務については、かなり意識してくださいというお願いはしてありますが、サービス残業というようなことはないと思っております。

(午後3時10分再開)

議長(松本啓太郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。他にご質疑ありませんか。
青柳正敏君。

議員(青柳正敏君) 湯井議員の質問と同じなのですが、時間外、ちょっと待ってください。そういうなかで、今年度、2244万ですか、こういった改善というようなことなのですが、19年度の予算を見ますと、これがまた元に戻ってしまうというような形の数字が出ているのですが、こういったことで、改善が本当に目先を変えるだけのものになってしまう感じがするのですが、これについて、どのような形で、今年度2244万3千円ですか、こういった補正の中で減額、この意味合いが誠にわかりづらいのですが、ご説明をいただきたいと思っております。

議長(松本啓太郎君) 総務課長。

総務課長(吉田賢治君) 今のご質問なのですが、確かに、18年度につきましては、2244万3千円の削減になる予定でございます。そして、19年度で増えているというご指摘ではございますが、これについては、理由がございまして、同じ時間外勤務手当の項ではありますが、中身が違う部分なのですが、そのときにご説明させていただければと思います。以上です。

議長(松本啓太郎君) 他にご質疑ございませんか。

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第7号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。3時30分から開会いたします。

（午後3時14分休憩）

（午後3時30分再開）

第12 議案第8号

議長（松本啓太郎君） 日程第12、議案第8号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第8号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、介護報酬の改定等により入所及び通所ともに減となっております。第3条の収益的収入及び支出については、収入で、第1項の事業収益等が減額となったものの、第3項の特別利益で退職手当支給事務を委託してありました、群馬県市町村総合事務組合からの脱退に伴う精算金を受け入れるための増でございます。支出については、人材不足を補うため委託料を増額させていただきました。第4条の資本的収入及び支出につきましては、所要の額を計上させていただきました。

以上、誠に簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。尚、詳細につきましては、事務長より説明させますので、宜しくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 事務長。

事務長（塚越秀行君） 詳細についてご説明いたします。

第2条の業務の予定量ですが、年間延べ療養者数については、入所者2万8,470人、1日当たりになりますと、78人を75人、通所については、1万1,706人を1万750人、1日当たりになりますと、45人を38人、入所、通所それぞれ利用者数の減とさせていただくものです。

入所者減少の要因については、近隣において入所施設が増えた事、施設入所費用が改定により利用者負担が増額になった事が考えられます。通所者減少の要因につきましては、介護保険制度改正により、通所利用者数が年間延べ1万

800人を超えた場合には、10%減額請求となる為に通所者のご理解の上、利用を制限した為であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出の収入ですが、第1款施設運営事業収益で4億7,468万9千円を1億654万7千円増の5億8,123万6千円とするものです。内訳については、第1項事業収益4億7,346万3千円を2,595万円の減で4億4,751万3千円とするものです。第2項事業外収益121万6千円を69万3千円の減で、52万3千円とするものです。また、第3項特別利益で、1万円を1億3,319万円の増で1億3,320万円とするものです。増額については、退職手当事務を委託しておりました群馬県市町村総合事務組合脱退に伴う精算金を計上するものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額は、第1款施設運営事業資本的支出第1項企業債償還金で3,469万円の予算額に対し企業債償還額3,469万582円となり、582円の不足額となりました。よって増額するものであります。尚、細部については、科目別明細で示しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、詳細説明にかえさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第8号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

第13 議案第9号

議長（松本啓太郎君） 日程第13、議案第9号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求

めます。管理者。

管理者（新井利明君） 平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

研修医制度の導入依頼、全国的に医師不足が大きな問題となっておりますが、当院におきましても、医師数が減少してきており、平成18年度の患者数は入院・外来ともに大きく減少し、医師減少の影響が見られます。しかし、19年度には数名の医師の増員が予定されており、今後も医師確保に向けての対応が必要となります。

さらに、平成18年4月の診療報酬改正で看護基準が変わり、各病院が7対1看護の取得のため看護師の獲得に力を入れているために看護師の確保が困難になっています。平成18年10月に7対1看護を取得しており、今後、安定した医療・看護を提供するためにも医師の確保とともに、看護師の確保も重要な課題となっています。

また、地域中核病院として地域の医療機関との機能分担と連携を図りつつ、より一層信頼される病院づくりに取り組んでまいります。依然として、厳しい状況ではありますが、地域住民の皆様方に良質な医療サービスを提供することを第一に、職員一丸となり、一層の経営改善が出来るよう努力いたします。平成19年度予算については、第1款病院事業、第2款附属外来センター事業、第3款訪問看護事業として計上させていただきました。

以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。尚、詳細につきましては経営管理部長より説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（坂本和彦君） 詳細についてご説明申し上げます。

第2条の業務の予定量は、公立藤岡総合病院で、入院は病床数391床、稼働率87%を想定し、1日平均入院患者数340人、年間延べ患者数12万4,440人、外来では救急患者と透析患者を合わせて、1日平均患者数97人、年間延べ患者数3万5,583人を予定するものであります。

附属外来センターでは、稼働日数294日で1日平均患者数710人、年間延べ患者数20万8,740人を予定するものであります。

訪問看護事業では、年間延べ利用者数5,496人を予定するものであります。

第3条は収益的収入及び支出の予定額であります。第1款病院事業収益では70億347万8千円、内訳として医業収益が96.2%、67億3,839万3千円、医業外収益2億6,457万5千円、特別利益51万円であります。

第2款附属外来センター事業収益は、20億8,851万7千円、その内訳として医業収益が96.0%の20億488万円、医業外収益8,362万2千円、特別利益1万5千円であります。第3款訪問看護事業収益は4,648万7千円で、その内訳は、事業収益4,641万1千円、事業外収益7万6千円であります。

次に、支出について申し上げます。第1款病院事業費用は75億3,976万円で、その内訳は、第1項医業費用72億4,707万円、第2項医業外費用2億8,718万8千円、第3項特別損失500万2千円、第4項予備費50万円であります。主なものとして、医業費用では給与費が医業費用の57.5%、材料費が26.2%、経費で12.0%を占めております。給与費の中には、先の議会でご意見・ご指摘いただきました、職員の退職金にかかわる引当金としまして、19年度支出予定額1億6千万円に対し、5億円を計上させていただきますました。引き当てした5億円と、支出予定額1億6千万の差額、3億4千万円については、退職引当金として、内部留保される予定であります。

第2款附属外来センター事業費用では、22億8,693万9千円で、その内訳は、第1項医業費用21億3,766万3千円、第2項医業外費用1億4,827万5千円、第3項特別損失50万1千円、第4項予備費50万円あります。主なものとして、医業費用では、給与費が35.4%、材料費が23.0%、経費で26.5%を占めております。

第3款訪問看護事業費用は4,550万3千円で、その内訳は、第1項事業費用4,532万1千円、第2項事業外費用8万2千円、第3項予備費10万円あります。主なものとして、事業費用では、給与費が84.7%を占めております。

第4条は、資本的収入及び支出で、第1款公立藤岡総合病院では、資本的収入5億6,526万9千円で、その内訳は、企業債償還元金分の市町村負担金1億6,526万9千円、企業債4億円あります。資本的支出は9億6,927万6千円で、その内訳は、建設改良費4億円、企業債償還金2億6,927万6千円、他会計からの長期借入金償還金として、3億円あります。

第2款 附属外来センターでは、資本的収入1億1,956万5千円で、企業債償還元金分の他会計負担金であります。資本的支出は、企業債償還金の1億8,588万4千円あります。

平成19年度病院事業会計といたしまして、病院事業では、5億3,628万2千円の赤字予算、附属外来センター事業では、1億9,842万2千円の赤字予算、訪問看護事業で98万4千円の黒字予算となり、病院事業合わせて7億3,372万円の純損失を計上しております。

経営環境は非常に厳しい状況ですが、地域住民の皆様に安定した良質な医療

を提供することを念頭に、目標を定め、職員一丸となり経営改善を進めて行きます。

以上、誠に簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。赤字予算調整に伴い、お手元に配布してございます、経営改善計画につきまして、総務課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 平成19年度経営改善計画（案）について、ご説明申し上げます。

現在、医療サービスに対する住民ニーズは、質的充実に変化してきており、医療を取り巻く環境は大きく変化しております。今後、導入を検討している、病院として国にデータの提供を行っておりますところの、診断群、分類別による包括評価、いわゆるDPCと呼ばれているものでございますが、そういったことの環境づくりや、単年度資金収支の均衡を図り、経営健全化に取り組んで行くことが喫緊の課題と考えております。

経営健全化につきましては、これまでも人件費の削減を始め、委託料等の費用の削減に努め、収益においても、急性期加算の取得や不用財産の処分などに取り組んでまいりました。しかし、平成17年度には資金不足に陥り、構成市町村から3億円の借入により、病院運営を行うという大変厳しい状況が続いております。

当病院は、地域における基幹病院として、病院の理念を踏まえ、急性期病院としての機能を最大限生かし、質の高い安全な医療を提供していくとともに、特徴ある病院づくりを目指していきます。

平成19年度の取り組み項目としては、1番目として、患者ニーズにあった効率的な医療提供体制を構築して、地域医療機関との連携を強化していきます。2番目として、医療安全管理委員会や院内感染予防対策委員会を活用し、医療安全対策を推進していきます。3番目として、病院の理念でもある「患者本位の医療」を改めて認識し、事務の迅速化や、インフォームドコンセントの充実を図るとともに、実施した治療に対する説明責任を果たして行くことにより、患者サービスの推進を図っていきます。4番目として、完全な経営基盤の確立を図るため、人件費などの固定費を中心とした経費の削減をするため、事務職員の管理職手当を一定期間、25%から30%の削減を行います。また、変動費についても、縮減に取り組んでいきます。5番目として、質の高い、患者に満足してもらえる医療サービスを提供していくためには、ひとりひとりの職員の能力を高めるとともに、最大限発揮していくため、研修・教育・研究を充実していきます。

最後になりましたが、4ページ目に平成18年度改善見込みをつけさせてい

ただきました。これは、昨年度、2月議会で目標設定した数値に対する達成見込み数値であります。項目によっては目標達成が難しいものもありますが、残された1ヶ月間、少しでも目標に近づけるよう、職員一丸となって努力していきたいと思えます。

以上、簡単ではございますが、平成19年度経営改善計画(案)の説明とさせていただきます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員(佐藤淳君) 平成19年度の予算が示されたのですが、個々の部分というわけではなくて、全体的なことについて、少しお聞きしたいのですが、いろいろな意味で、先ほど補正の関係で、医業収益の減の一番の大きな要因は、医師の減少だというようなお話で、先ほどの提案理由の説明でも、管理者の市長の方から、その旨の発言があったのですが、先ほどから聞いていますと、院長先生の話ですと、給与を上げても駄目なんだと、それから、いくら設備が良くても駄目なんですよ、それから、吉田議員さんから指摘がありました、群大の関係ですが、これでもなかなか駄目なんだというようなお話なのですね。そうすると、具体的に、どうすればいいのでしょうか。もう少々、具体的に、こうすることによって、たとえ、2人でも3人でも確保できるのですよということがあるのだと思うのです。そうすれば、そのことを達成するためには、病院として、この部分をこうしなければならぬとか、いろいろなことが執行部にはきちんとした明確としたものがあるのだと思うのですが、その辺については、どのようにお考えになっているのですか。その点について、お伺いいたします。

それから、3億円、他会計からの償還が計上されているのですが、あれほど、大きな議論をして、平成22年でしたか、23年かな。その辺で償還しますということだったのですが、今回、一度に3億円を償還するということなのですね。たまたま退職組合から脱退して19億円の現金が入ってきたから、まあ、いいやこの際、あるうちに出しちゃえという考えなのか、その辺についても、どういうことで19年度に一括して償還をするのか、その辺についても、お伺いをいたします。

それから、私は医師の確保については、なかなか特効薬がないのだと思うのです。したがって、たとえば、退職した先生について、他の病院にいかずに、きちんと何年かここでこういう待遇でやりますから、ぜひ、ここに残って仕事をしていただけませんかということだって、1つの案だと思うのです。1つの考え方だと思う。そういった意味で、話が戻るようですが、その辺も含めて、今後、医師の確保について、ここの病院はどういう考え方でやっていくのか、お伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） お答えいたします。医師の確保について、その点に関してお答えさせていただきます。医師の確保、これは即効薬がないと、どうやって確保していくか、給与は1つの条件ではございます。給与が安くてもいいということでは、決してありません。それから、箱ものもいいから、医師が来るというのも、医師を確保する上で、条件ではない。ただ、その中にある、医療器機等の、医師が診療する上で、満足いける医療器機があるということは、1つの条件であります。それに関しては、今年度、大型医療器機という形で、予算にも計上しているところであります。そして、医師の確保は、長期的には、やはり、当院が臨床研修病院として、より多くの研修医を集めるような病院にしていくことということでありまして。幸いにも、19年度は当院で研修医は、昨年7月に試験があって、そして、採用するわけですが、その中で、マッチングは100%、定員4名に対して4名がマッチして、4名採用ということになっているわけです。それから、群大の協力型研修病院として、2名を預かるということ、今年の4月からは6名の研修医を受け入れるという形でいきます。その研修医をしっかり確保して、2年間を責任を持って研修させていく。そして、その後の研修ということでは、やはり、後期研修。臨床研修医という意味とはちょっと違いますけれども、レジデントと呼ばれたり、あるいは、後期研修医と呼ばれますが、そういう者たちが当院にそのままとどまるようなレベルにしていくことが大事だろうと思っておりますが、その件に関しては、初期研修と違いますから、群大との連携を深めて、後期研修については、群大にお願いする、あるいは、県内の特に、県立病院においては、専門病院でありますから、そういう専門病院にお願いをして、後期研修をするというような方法もあろうかと思っております。過日、そういう集まりがあった時、検討したところであるわけです。やはり、臨床研修を充実させるということが、長期的にみた際の医師確保の1番の方法であろうというふうに考えております。

ただ、即効性ということでは、これは人脈で、足を使って、いろいろな情報をつかんで、直接、医師とコンタクトして、なんとか、当院に勤務することはできないかということを行うということでもあります。そして、ただ、やはり、やってはならないことがございます。同じような条件である、公立病院同士が医師の引き抜きをやると、異常な混乱を招いてくることとなります。そういう中から、ある程度、先ほど、佐藤議員さんがおっしゃいましたが、年代のいった方であるとか、あるいは、他の県外の病院にいて、さらに、スキルアップをしたいという希望のある方がいたならば、そういう方を当院で勤務していただくということで、対応する。現実には、19年度においては、群大と直接関係のない形で2名の医師が増員されるということになっております。それから、小

児医療というのは、今、非常に問題になっておりますが、1名増員して、6名の体制で小児科が運営できるということで、15年度に比べますと、64名の常勤医が現在、59名ということですが、2名増員という形で、今、現在、61名であるわけですが、そこに2名新たに増員ができるということであるわけです。やはり、いろいろなアンテナをはって、そして、自ら動いて獲得する以外にはないということです。これに関しては、医師会の先生方、非常にご協力いただいて、いろいろな情報を提供してもらって、一番望むのは、医師会の先生方の師弟の方がいたならば、ぜひ、この地域で勤務していただけないかということもお願いしているところであります。そういうことで、医師確保ということを当院独自としては図っているところであります。

もっと大きな、群馬県の医療を支えるという、もっと大きな視点でいきますと、まもなく、ドクターバンク。県の医務課にその事務局が設置されることになりましたが、ドクターバンクを設置していこうと。そして、これは、1つの目標は、やはり、いろいろな病院に勤めていて、自分にあった仕事がしたい、そういうような年代によって、いろいろ医師の勤務状況は変わってきますから、いろいろなものが出てきます。そういう希望を仲介する役割を果たす機関を作りましょうということで、ドクターバンク制度が始まります。そして、各病院から協力して、事務的な仕事をボランティアで参加して、いろいろ協力しあうということで、今年の4月から始まる予定になっております。そういう現在、群馬県に勤務している医師もそこを通して、移動ということが今後、行われていくでしょうし、それから、もう1つは、18年の4月に初めて、新しい研修医制度が始まって、2年間を終了し、そして、いわゆる後期研修医、要するに、ある1つの科でよりトレーニングを積むというようなものが出てきておるわけです。通常、後期研修という、臨床研修医を終わった後のトレーニングは、通常は3年間が1つの単位になっております。そして、そういう後期研修をどこで受けるかということ、圧倒的に都市部。臨床研修医ももちろんですが、都市部の病院で後期研修医を受け入れて、そして、より内科医としては、内科、少なくともスタンダードな医療を提供できるような、内科医として育てていく。あるいは、外科に対しても、一般的な外科のレベルに達するようなトレーニングをするということで、研修期間が3年間あるわけです。そうしますと、今年を入れて、3年後には、そういう後期研修を終わった人たちが少なくとも群馬県に縁がある方が戻ってくるだろう。戻ってくるのは、どうしてかというのは、その後、レジデントという後期研修医のポストはかなり用意されておりますが、その後は、スタッフですから、席はございません。ですから、かなり、その中であぶれる、そういうような方があふれるし、将来的に群馬県に戻ってくるのではないかと。ただ、それらの人たちを受け入れるルートが現在のところ、ないので

す。1人1人が直接病院に交渉して求めるか、あるいは、大学の医局を通じて戻るか、そういう方法しかないわけです。それを今までは、多くの場合、大学の医局を介して、群馬県に戻ってきたわけですが、それが大学にはどうしても行きたくないという人もおられますし、そういう中で、もっと広い意味で、群馬大学も参加した形で、ドクターバンクを設立しようということで、今年の4月から実際に機能するという、後期研修医が終わって戻ってくる年数にはまだ2年間ありますが、そういう受け皿を作っていこうということで、群馬県に医師を確保していこうということであります。そして、18年に卒業した研修医というのは、当初、県内で臨床研修を受けた者が86名おりました。ただ、2年間の初期研修の中で、脱落した者が4名いて、82名が卒業したわけです。82名がそのまま群馬県に残ったかということ、現実には、73名。さらに、それよりも減ったというのが事実であります。そういう中で、減っているのは、さらに、後期研修の中では都市部に移動したということにとることができるわけです。そういうことで、やはり、都市部からリターンしてくる医師をいかに、補足していくか。うまく対応できるような体制づくりをしていくことができるかということで、動いているところであります。これは、日本全国。東京の一部を除いては、日本全国、こういうような状況になっておるわけです。

医師不足といっても、医師不足ではないのです。というのは、誤解を招くのですが、医師のライセンスを持っている方々は、確実に増えております。そして、何が減っているのか。病院に勤務する医師がいなくなっている。そして、その病院の中でも、公的病院に勤務する医師がいなくなっているということでもあります。そして、ある意味では、公的病院というのは、救急医療からいろいろなことを全部引き受けざるを得ない。そうすると、なかなか人が減ってくると、より残された者に過酷な状況になってくる。悪循環で立ち去り型サボタージュといいますが、今の言葉で、そういう悪循環になって、一部の地域では、地域医療が崩壊しているというのが現実にあるわけです。そういうことで、ただ、それをこまねいているわけにはいかないのも、やはり、直接アンテナをはって、その間、将来期待できる要素もありますので、その間、なんとか確保していこうということで、医師不足対策として、対応しているところです。以上です。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 1点ほど、お答えさせていただきます。3億円の返還につきましては、当初からのお約束では、平成23年までの返済ということで、お借りしているわけなのですが、新年度の予算は、あくまでも目標の設定ということで、19年度の予算、50ページをご覧ください。途中で、事業の収支につきましては、相変わらずともうしますか、赤字なのですが、資金的に見た時に、単

年度の現金収支につきましては、これにつきましては、総合事務の部分も入ってしまっておりますので、15億6千と、大きな数字にはなっておりますが、総合事務の還付金を差し引きましても、単年度で現金の繰り越しが想定できるということが1つ。そこまでなんとかこぎつくことができっておりますので、今回、長期借入れをお返ししておきたいということでございます。以上です。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 医師の確保なのですが、院長先生から、いつも細かく長々と説明をしていただくのですね。その辺は、私ども理解していないわけではないのですね。毎年毎年、臨床研修医制度、2年が終わったらなんとかこの病院にいついてくれる先生がいるのではないかと、だから、2年間はちょっと苦しいですけど。今度は聞いてみると、後期研修とかいって、また3年だということなのですね。一体、どこがどういうことなのか、私どもにはよく理解はできない。先ほど、退職した方がやるんだと、長年この病院に勤めていて、そういうことも1つの案なのではないのですかということについて、お答えいただけなかったのですけれども、そういう、群馬県のドクターバンクとか、私どもは上毛新聞等を見て、おおむねこういうことなんだということは承知しているのです。私はその先のことを聞いているのであって、したがって、こういう状況下の中でこの病院はこういうふうにして、具体的にどういうふうに確保しているのですか、具体的なものはあるのですかというふうに、お伺いしているので、もう一度、簡単で結構ですから、もし、そういう、この病院として、こういう形でやることによって、医師の確保ができるというものがあれば、お示しをしていただきたいと思います。

それから、64人のところに対して、現在は61人で、来年は2名増えるのだから、計算でいくと、1名減ということになるのだけれど、じゃあ、この体制で医師が十分、不足しているのではありませんよ、なんとか、これでいけるのですよというふうに、考えているのか、その辺についても、どういう見解を持っているのでしょうか。

それから次に、現金があるからなすんだ、それはいろいろな、たとえば、その辺の説明は私にはよく理解できないのですが、たとえいくらでも、病院がこういうことだから、金利を負担することについては、そういう部分で少しでも経費を削減していくのだから、この際返還するのだとか、あるいは、市町村の方から病院さん、お金が入ったのだから、市町村も大変なのだから、ちょっとできるだけ早めに返してくださいというような要請があったのか、私はそういうことを聞いているので、その辺については、どうなのでしょう。単年度で現金不足がしないから、返すんだという答弁では、少々、意味がよくわからないのですが、その辺について、今一度、お願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 端的に話させていただきます。当然、退職年齢になったドクターに関しては、引き続き、診療を応援していただくということで、対応することはもちろんであります。一昨年に退職された富所院長補佐の場合も1年間、ご無理いただいて、診療を継続していただいたいきさつもございます。外来センター長にも、1年間ご無理いただいて、診療を継続していただいております。今後も、外来診療を手伝っていただくということで、対応していく予定であります。もちろん、今ある資源はより、医師の場合は、年齢を過ぎたとしても、活用していきたいということでもあります。

それから、先ほど、数字を間違えました。現在、59名。そして、今度、内科に2名増員を図ることができますので、61名になるということでもあります。ですから、ピークの時に比べれば、4名減であることには間違いございません。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 続けて、お答えさせていただきます。3億円の借り入れの返還につきましては、当初よりも予定を早めて返還させていただくという想定でございますが、先ほど、議員さん、おっしゃるとおり、金利の部分の負担の削減ということも当然、あるとは思いますが、ありません。また、市町村からの要望については、ございません。直接は受けてはございません。そういった中で、収支の状況を想定する中で、今回、現金が留保できるだろうという中で、3億円の返済金を計上させていただいたところでございます。以上です。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 当時は、資金ショートの可能性があるということで、借りたわけですよね。1年も経たないうちに、こちらにお金が見つかったから、19億円、この組合を脱退しましょう、さあ、金が見つかったから、この際だから、返してしまいしょう、私の方からみると、いかにも場当たりの、もう少し、きちんと、退職の関係だって、前からここにこういうものがある、金額は定かではありませんが、そこまで調査はしなかったのでしょうか、でも、これは職員の働く意思の問題など、いろいろな問題に影響を及ぼすから、手を付けない、なかなか手を付けられないのですよという話もしてきたわけですから、その辺で、今となつては、いまさらそういうことを言っても仕方ないのでしょうか。

先ほど、鈴木院長先生の話だと、富所先生とおっしゃいましたっけ。そういう方も1年手伝ってもらった。で、外来センターの田中先生にも手伝ってもらった。手伝ってもらっている。当然、どういうことに基づいて契約しているのか、わかりませんが、これ、いろいろな状況下の中で、たとえば、後期研修、この辺でまた先生が群馬県にどれぐらい戻ってきて、戻ってきた先生がこちらの病院に戻ってくる可能性、そうすると、明確にここで確保できるというもの

がないとすれば、これってなぜ、1年契約なのですか。これは法律上、何か問題があるのですか。法律上、問題がないのだとすれば、きちんと長期で契約していただいて、この非常に医師の確保が厳しい3年間はなんとか、先生、他の病院に行かずに、手伝っていただけませんか、それに対しての条件はこう、必要ならば、先ほどの医師の給与のところではありませんが、必要があれば、きちんと条例を改正すればいいのではないですか。なぜ、具体的にそういうことをなさらないのか。

それから、いろいろなことを言っても、研修が終わって、先生がなかなかこの病院に戻って来てくれない、なかなか勤務してくれないという状況も、少なからずあるのだと思うのですね。では、この原因は何なのですか。この原因をきちんと洗いなおしてみても、長期的にこの病院はこういう方向でいきましょう、基本的な方針をなぜ、きちんと定めないのでか。そういうことによって、きちんとこの地域の人たちに信頼される病院にどういうふうに、今すぐできなくても、たとえば、5年後にはこうしましょう、10年後にはこうしましょうという、したがって、私が前から外部の人を入れて、いろんな角度からテーブルについて、協議をしてくださいよと、そういう意味で、私は以前からそういうお願いをしているわけだから、具体的にどこがどういうふうに、この病院に原因があるのだとすれば、きちんとそういうことも分析なさっているのでしょうか、どこにどういう原因があるのか、それから、そのことに対して、今後、どういうふうに対応していくおつもりなのか、その辺をお伺いします。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（坂本和彦君） ちょっとご質問の内容が私の理解を超えているものかもわからないので、ご質問の中身に対して、的確にお答えになっているか、申し訳ないのですが、それを言い訳がましく言わせていただいた上で、お答えさせていただきます。

まず、1つについては、病院が一番最初に考えている、院長先生が説明されましたが、もうこれ以上、医師を減らさない環境づくりということで、先にご議決いただきました、給与とか特殊勤務手当の改定の条例を上程させていただいたという経緯があります。もう、これ以上、医師を減らさない環境づくり。このままでいくと、もっと減ってしまうのではないかという、それも広い意味では、医師の確保につながるということで、それと、もう1つは、積極的に医師が不足している診療科に対しての医師を特に確保したいということで、前にもご説明しましたが、16年、17年、18年と消化器内科、神経内科、耳鼻科ということで引き上げの中で、病院は病院なりに、院長先生を先頭にして、多様な努力はしてきているつもりなのですが、なかなか現実問題として、確保できないというのが現実であります。そういった中で、定年を迎えました先生

方についても、ご協力いただいて、そして、診療にあたってもらっているという定年延長という手法、あるいは、定年は定年で退職された後の臨時職員としての雇用という形で、富所先生の場合は臨時職員雇用、田中先生の場合は正規職員としての定年延長ということで、1年間定年延長をお願いして、勤務していただいたという経過であります。3年とか、2年とか、ありますが、それは法律的にそういう制度はあるのですが、当院としては、そのような判断の中でさせていただいたということでございます。答えになっているかどうか、わかりませんが、事実関係としては、そういう事実関係で、推移しておりますので、理解していただければと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

（午後4時20分休憩）

（午後4時21分再開）

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。病院長。

病院長（鈴木忠君） 答弁が十分ではなくて、申し訳ございません。1つ、臨床研修医が戻ってこない、これは初期研修医を育てるということでございますので、私は初期研修医が当院でした研修医が将来、戻ってくるということで、直ちに、そのまま後期研修医として、採用しようという体制は整っていないというふうに考えています。やはり、当院だけで医師を育成するというのは、非常に問題が出てくるのです。そういう意味で、大学にお願いをして、バランスのとれた医師を育成してもらって、そして、帰ってきていただく。ただ、初期研修医をより確保していくことは、大きな意味で、大学との関係で、当院に医師の派遣の基盤づくりにつながるというふうに考えております。

それから、もう1つの件。やはり、現在いる医師を最大限に、ある年齢を迎えた方も最大限に、協力していただくということでもあります。そして、その協力体制については、あくまでも、相互的に考えて、一番いい方法ということで、いろいろお願いしてきていることでもあります。そういうようなお答えでしめさせていただきますのですが、あくまでも、総合的にです。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（坂本和彦君） 定年退職された方について、臨時職員で雇用する場合には、当院では半年契約で雇用しております。また、定年延長については、1年で、再延長が2回まで許されている、最長3年までというふうに理解しております。そういうことだと思います。法律的には、そういうことだと思います。ただ、当院については、現在のような、総合的な判断の中で行ったという答弁であります。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ございませんか。木村喜徳君。

議員（木村喜徳君） 先ほど、前者の質問にもあったのですが、各自治体に3億円をま

ず、借りた金を返す、これは退職金積み立て組合、それを脱退したお金の一部をあてるのではないかと思うのですが、そのお金が19年度予算にどのように運営計画上、使われているのか、その1点。

もう1つは、先ほどから議論になっております、医師確保ということですが、答弁する側には、先生がいらっしゃいますが、院長先生でしたら、どのような病院でしたら、勤めたいと思えますか。それを述べていただければ、ある程度、確保の方向性というのか、出るような気がします。お願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） お答えいたします。院長という管理職という意味でしょうか。それとも、医師としての。医師としてですね。医師として、どういう病院であれば、より勤務したいと、勤務するかということで、お答えさせていただきます。

地域において、多くの患者さんを診療することができること。それは、医師として、資質を高めるために、臨床能力を上げるために、必須のことです。それから、それをさらに検討して、そして、より極めていくだけの時間的余裕があること。消耗しきることではなくて、リフレッシュしていくために、さらに、医療のレベルを高めていくための余裕があること。これが医師として、勤務していく際の一番の魅力ある場であろうかと思えます。そこでは、1人だけでなく、多くの批判の目が、医師同士、あるいは、看護師も含めて、いろいろ互いに競い合って、そして、1人よがりにならないような環境、そういうようなところを医師として、1人の医師として、勤務する際には、希望することになるかと思えます。当院に勤務している医師全員に私は面接をします。そして、どうであろうかと。当院の一番若い医師は、ある意味で、救急が非常に多く、そして、いろいろな症例にぶつかることができる。そういうことで、他では経験できないことで、満足していますという回答があります。しかし、中堅クラスは、これが永遠と続くならば、身が持たない、疲れきってしまう、これでいくなれば、自分がバーンアウトしてしまうので、とても勤務を続けることはできないと。ですから、そういう中で、異動を希望するということが出てきております。この解決はどうすればいいか。これは、やはり、患者数を減らすか、あるいは、医師を増やすか。その2つしかないと思えます。今、非常に集中してきているということに原因があるかと思えます。医師が少なくなると、余計1人1人の負荷が中堅クラスに対して負荷がかかってくる。そのために、モチベーションが下がってきてしまうところがある。これは、全国の地方にある病院において、何が医師が病院を去っていくか、私たちと同じような環境にあるところを去っていったらいいかというのは、やはり、余りにも超過勤務が多く、労働条件が悪いという一語に尽きるのが現状です。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 木村議員さんの質問にお答えさせていただきます。先ほど、ご質問の中で、総合事務組合の還付金で、市町村からの借入れを返済するというお話があったのですが、そういうことではございませんで、先ほど申し上げているのですが、50ページの資金計画をご覧いただければと思うのですが、19年度の予定額とする差額として残る15億6千何がしは、残る予定であるのですが、このうちの総合事務組合の還付金の部分を除きますと、除いた分で、現金が留保される予定なのです。ですから、その部分については、使うというか、あてがうということではないのです。19年度の収支の中で、あくまでもお返しできるという想定なのでございます。それで、今回、19年度の予算の中で、5億円の退職留保金を全体で計上させていただいて、そのうちの19年度で退職される方がおりますので、差額としての3億4千万、計上させていただいている引当金として、内部留保していくという計画でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ、これを延長いたします。木村喜徳君。

議員（木村喜徳君） 先生にどういう病院だったら、勤めたいかを聞いたのは、そういう先生方がこういう病院なら勤務してみたいという病院の考え方があるわけですね。それぞれの個人差はあって、年代差はありますけれども。ですから、そういう病院に皆さん方が近づけていただければ、先生を確保していくのはそう難しい話ではないと思いますので、よろしくがんばってください。

退職組合の引当金、還付金ですか。そうすると、留保金として残しておくだけの話であって、今後は、この病院を改善していくためには、使う意志はないということなのですが、今の答弁ですと。そういうふうに私は聞こえたのですが。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 申し訳ございません。言葉が少し足りませんでした。その点について、申し上げます。結局、これは初年度の19年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、多いか少ないかは別としまして、3億4千ほど留保できるような形をとらせていただきます。ということで、計上しております。また、19年度以降につきましても、当然、公営企業法の関係で、毎年、手法とすれば、いくつかありますが、基本給の12分の1を一定基準として、計上していくという形で、累積するような形をとっていきたいと思っております。また、そのほかに、還付金にかかる使途、運用の中で出てくる問題と今考える中では、当然、医療器機の更新は毎年出てくるのが必須であります。また、ボイラー設備の更新、整備のこともございます。さらには、今後予定しております、電子カルテの関係も大きな課題として、今後、考えていかなければなら

ない負担だと考えております。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

議員（木村喜徳君） 当時、脱退するかいなかという時に、そのお金の使い道について、ただ垂れ流し的に使ってしまうのではなくて、きちんと目的を持って、計画を立てて使っていくということを私は申し上げて、皆さんも答弁をいただいたと思うのです。ですから、19年度、20年度と使い道を皆さんの頭の中で決めておいて、それを実行に移さなければならないのではないですか。今の答弁を聞いていますと、なんだかわからないけれども、あるうちは、足りないところへまわしてしまえというような考えにしか、私は聞こえないのですが、きちんとその辺の認識を持ってやっていただけたらいいのですが、その計画、そういうものをきちんと作ってあるのか、答弁願います。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（坂本和彦君） 簡単に言いますと、不足する人的資源や医療器械の整備に投資したいと、相対的には考えています。病院としての一番の資源は、あるいは、実りの元は、なんといっても、医師にあります。その医師を支えているのが、高度な機能を持つ医療器械であり、看護師さんを始めとした医療スタッフでございます。それらの資源のモチベーションを下げないような、環境づくりをしていきたいということが相対的な回答であります。具体的には、何をするのかという話で、10数億円のお金が留保されましたが、今年度につきましては、当初予算で計上させていただきましたように、高度な医療器械ということで、4億円の投資をさせていただきます。また、先にご議決いただきました、医師の待遇を厚くするという観点から、また、これ以上、医師を減らさない、そういった意味での医師確保という観点から、特殊勤務手当や給与の改正をさせていただきたいと申し上げました。また、これから発生する事業につきましては、電子カルテの問題もありますし、先ほど、次長が申し上げましたように、老朽化しているボイラーの更新ということもあります。ただ、19億円のお金を全部使って、たとえば、外来と入院棟の不合理的を解消するために、新たな設備投資をしたらどうかというようなご議論も一方では私の耳に入ってきますが、それについては、慎重に対処していきたいというふうに考えております。現在は、毎日動く、流動化している患者さんを迎えて診療するという動きの中で、一番効果的な、無駄のない運営に努めていくということでありまして、ぜひ、理解していただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（松本啓太郎君） 他にご質問ございませんか。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 議案第9号について、質問させていただきますが、43ページの業務の予定量、これにつきましては、先ほど、可決されました平成18年度の補正予算ベースの業務量ということで、理解できるのですが、この3条のとこ

るの第3項、特別収益。今回、計上されたのが51万円ですね。そういった中で、18年度予算ベースと比べて違うのは、十数億円という特別収益は、今後ないのですよね。これからも。そこで、19年度予算からが本当の病院を考えるための予算だというふうに私は認識しているのであります。

管理者にお伺いいたしますが、先の議会の中で、議会の中の議員から今後も公立でこの病院を運営していくのか、また、あるいは、民間でやっていくのか、検討するといったような、そういう答弁をなさいました。平成19年度のこの予算には、そのようなことが反映されているのかどうか、当然、この予算は公立でやっていくという予算でございますので、その考え方に間違いはないと思いますので、その点について、確認をさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 過日のご指摘の議会でも、私は行政といいますか、公立としての病院の任務というのは、しっかり認識しているということで、答弁させていただきました。この予算の中にも、そういうふうな考え方でのぞんでおります。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 本当に私は先ほども言いましたように、平成19年度予算は、大変重要な予算でございます。本来なら、関係の町村長さんも同席をして、この審議をしていただきたいと思ったのですが、おりませんので、副管理者の齋藤副管理者にお伺いいたしますが、ただ今、管理者の方から、今後も公立でやっていく趣旨の答弁がございました。当然、関係町村長さんのトップでございます、副管理者も、平成19年度、この予算以降も引き続いて、この病院運営について、携わっていただけるのでしょうか。いただけるのであれば、そのような答弁。もし、そういうことにならないようであれば、どういった理由で、吉井町としては、考えているのか、詳細に説明を願えれば、ありがたいと思いますので、答弁を願いたいというふうに思います。

議長（松本啓太郎君） 副管理者。

副管理者（齋藤軍雄君） ご質問にお答えしたいと思います。吉井町はこの病院にかかわっているということの中で、今後も吉井町はかかわっていくのかどうかという質問でございますが、吉井町といたしますと、4月の選挙がございます。4月に統一選挙がございます。その中で、町議会議員選挙が行われまして、これで合併の議員さんが多数を占めるということになりますと、高崎と合併することになります。従いまして、今後の運営につきましては、その時点でいろいろとご相談をさせていただくということになるかと思っております。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 私とすれば、先ほどの副管理者の答弁、非常に残念な答弁だと理解している1人でございますので、管理者。今、副管理者から重大な答弁があったわけでございます。本当に平成19年度の予算で、今、提案されたわけです。その途中に、4月の統一地方選挙、県議選、吉井町は町議選、藤岡市は市議選になります。その結果によっては、高崎市との合併を進めていくというような、そういう趣旨の答弁でございます。その時に、藤岡市をはじめ、構成町村、神流町、上野村、この病院をどうするのですか。その点についても、もうすでにそういう答弁が副管理者の方からあるわけだから、今日から、そういった精査をして、この予算書通りにはいなくなる恐れもあるのだから、そこも含めて、本当に真剣に取り組んでいかないと、この病院の行く末はどこに行くのかというような、私は心配をしてしまう1人であります。この点について、平成19年度の予算が示されているわけでございますので、管理者としては、今、副管理者が発言された答弁を聞いて、どのような気持ちを思ったのか、また、この病院も引き続いて、先ほど答弁したように、公立でやっていくという考えに変わりはないのか、お聞かせを願いまして、私の質問を終わります。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 今、副管理者の方からも将来の行政の方の枠組みの問題が答弁されましたけれども、このことについては、吉井町の住民の皆さんの意思というものがそこに入るわけでございますので、われわれから、どうしてほしいというわけにはいかない。今日、神流町、上野村、両首長さんにご出席ではございませんが、当然、この地域の将来、住民の皆さんの健康を守る意味で、どういうふうにしたいのか、こういったものは考えがあると思います。私は逆に、どうあれ、この地域のために、たとえ、藤岡市、1市だけになったとしても、これはどうしてもやっていかなければいけない、こういう事業だというふうに私は思っております。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ございませんか。三好徹明君。

議員（三好徹明君） 私は今度の予算書を見まして、やはり、今年度も赤字予算を組まなければならないという事態になっているという説明を受けた中で、やはり、この藤岡総合の議員として、8年間かかわってまいりましたが、特に、外来分離をしてから、この状況を脱することができないで、今日までできております。たまたま昨年、退職金組合の方から臨時収入が入って、これによって、資金的なことを一時的に一息ついたというのですが、これは実際、病院経営の中で生み出されたものではなくて、たまたま見つかった、言葉は悪いですが、そういう状況の中で現金不足を解消できて、なんとかまわっているということで、問題の本質がこれでもって解決されたわけでないということであろうかと思いません。

8年間携わってきまして、最後にここへ来て感じることは、この病院の経営の実態、経営権は誰が、この経営的な方向性を打ち出しているのか。合議制なのか、あるいは、リーダーシップをとって、なおかつ、責任をとるような方が病院の中にきちんとして認知されてきたのかどうか。この辺のところを明確にまず、1点目、お答え願いたいと思います。

それから、今日、議論の中から、前回もそうですが、院長さん始め、皆さん説明されて、一生懸命病院を支えていこうという意欲は十分に感じられます。そして、その方法は、言ってみれば、今問題になっている問題をなんとかしなければいけないということに追われているというのが実態として出ているわけですね。その中から、院長さんの話の中から出てくる問題点の本質的な問題点は、やはり、私はこう感じました。この医療の全体の中で、群大の医局に頼っている、群大閥、あるいは、学閥、ここに頼って、医師の供給を受けている。これは仕方がないのですよね。これを変えろといっても、非現実的なことで。しかし、昨年、私は議員3名と富岡厚生病院に長時間にわたり、講習に行った時に、富岡厚生病院の医師の割合、かなりの割合が他の大学から迎えられている。これは、病院経営の本質的な考え方に、群大だけに依存しないという、もちろん、依存しなければ駄目なんだ、公立病院として、依存しなければならない。これはよくわかります。しかし、一方で、そこに依存しないような病院経営の考え方があるなということを感じたのです。これも極めて長期的にのぞんでいかなければならない。そうすることによって、他の大学の出身者の医師が、われわれ藤岡総合病院に研修医としても、あるいは、再就職として、お医者さんとして勤務する環境も整えられてくる。仲良しだけで、グループを排他的にするような環境を整えていけば、これはやはり、受け入れ、入りにくい。これは世の中すべてに共通することだと思います。ですから、私はぜひ、この病院を、市長、管理者がずっと公立病院として、地域の中核病院として、この藤岡市に残すぞということであれば、これからでも遅くないですから、群大閥そのものは中心におきながら、軸足を少しでも他の大学のお医者さんに門を開放するような、内部改革を少しずつしていかなければ、医療の質はあがっていきません。この2点について、質問させていただきます。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（坂本和彦君） 2点ほど、質問がございました。まず、1点目の経営権を持っているのは誰かということですが、当院におかれましては、基本的には、実務的には、病院長であると思います。ただ、相対的な経営の責任者というのは、管理者であります。2番目の群大の医局に頼った医師の確保から、他大学出身者の門を開放したらどうかというご質問だと思うのですが、その通りだと思います。そういった形で、努力を進めていきたいと、私としては思っていますが、

なかなか垣根が高く、難しいというのが現実で、先ほども、院長先生が答えた言葉を使わせていただければ、縁故というのでしょうか、つてを頼っていくような形にならざるを得ないので、でも、ご指摘の通りだと思しますので、これから努力をしていきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） この病院は先ほど言いましたように、永遠に続いていくという前提のもとに運営されているわけです。仮に、ここにいる議会の議員がいなくなっても、院長先生や管理者がいなくなっても、病院は残るのです。その時に、病院にきちんとした哲学と経営姿勢があれば、そういうことが生き延びていく。つまり、地域の人たちに信頼を受けられる環境が整えられていくということなのです。ですから、こういうような今の状態では、経営責任の所在もはっきりしない、あるいは、事務責任は誰である、全体では管理者である、このように、方向性が打ち出せないような藤岡市の総合病院なのです。ここのところにもまず、メスを入れて、きちんとした経営的な権限と責任を明確化していくということをも、先にしなければ駄目だと思います。先ほど、言いましたような、何を今どうすれば、この病院はということに追われているのです、皆さん。お医者さんが足りない、設備が古くなった、もう目の前のことです。これはやらざるを得ない、やらなければならないことで、そういうことは当然のことながら、そのバックに、今言ったような長期的な視点を構えていかなければ、職員も、あるいは、われわれ患者側に立つ、ここの病院にかかる患者にとっても、そういうような安心感が生まれてこない。つまり、質の高い病院として、再生していかなければ、基本のお医者さんの確保も、患者の信頼も得られないということです。同等の規模の富岡厚生病院も問題点をそれぞれ抱えていると思えます。しかし、経営的に成り立っている。赤字を出さなくて、収支をとんとんにしている。そして、多くの患者さんの信頼を得ている。ということは、残念ながら、客観的にみて、藤岡総合との開きはかなりの開きであるということを私は実感してきたものであります。そこで、再度、経営責任を明確にし、病院の中心に、どういう制度になるかわかりませんよ。院長さんを中心にした、1つの体制をとるのか、そして、そこで明確な藤岡総合の新しい、新しいというか、普遍的な病院としての公立病院としての姿勢を打ち出せるかどうか、そういうことをできるかどうか、2回目の質問として、お伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 今、三好議員さんの言われることはごもっともだと思います。ただ、この歴史ある公立藤岡総合病院。昔、多野総合病院といわれていたと思えますが、そういった中で、多野藤岡全域の責任において、今まで運営してきたこの病院が、そう簡単に、誰が責任を持って、誰が運営の主体となるという

様なことを簡単に発表するわけにはいかないのです。

今、管理者として私が、昔は他の町村長さんが管理者になった時代もあります。そういった中で、今、管理者として、病院の経営にも携わっておりますけれども、やはり、病院のスタッフ、自治体側のスタッフ、一体となってやらなければいけない。誰がどうのこうのという時代ではない。われわれが責任を持って、みんなで力を合わせるしかないのです。それがこの広域、公立の病院の問題点。富岡がいい、じゃあ、富岡のように赤字になるからやめましょうか、ここは困る、この人たちが困るのです。地域の人たちが。そういうことも含めて、やはり、病院と病院、また、県の病院と地域の病院、こういったものも含めて、連携していかなければいけない。そういう時代だというふうに、思っております。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 3回目、終わりますが、この問題は、8年間、場面場面で通ってきた問題が一向に、そういう問題に認識がない。例を挙げますと、これは良い悪いは別として、前任者の、私が8年前、この議席を得た時、この公立藤岡総合病院が外来棟建設のために奮闘していた時期です。病院には、経営室が置かれて、そこに実際の病院の経営を取り仕切っていた退職者の方がおりました。彼ともいろいろ話してみました。当時の管理者は、その経営室長に病院の経営の全部、悪い言葉で言えば、丸投げしていた。中身はともかく、当時、黒字として、全国から視察が絶えなかった時代があったわけです。それがいっぺんして、外来棟建設に踏み切ってしまうと、奈落の底に落ちてしまったような状態になってしまったわけですが、それは1人の経営責任者、あるいは、指揮者が1人いて、指揮をとったから。病院の隅々まで、問題があっても、そういう命令が行き届いた結果であります。前と同じにしろといっているのではないですよ。病院の経営、あるいは、事業体、組織の経営には、必ず1本の縦のラインと、そこに指揮をとる人がいなければ、オーケストラと同じようにばらばらになってしまう。これは私が言うまでのことではない、誰でも知っていることなのです。ですから、私は、市長が管理者として、みんなで相談して渡れば怖くない赤信号、これでは病院の経営がこのまま7億3千万もの赤字予算を組みことが、毎年毎年いってしまって、最後は、夕張のようなことになってしまうことだって、ありえる。ですから、市長は選挙ごとに変わってしまう。わからないのです。明日の運命は。自分が去っても、この病院が1人立ちでできていくような環境を整えておく。あるいは、そのことを指示して、構築させていく。これが管理者の役割なのです。われわれは明日の運命はわからないのです。この中で、5月、6月にここに座っている人が何人いるか、それもわからないのです。その場その場でもって勝負しているのです。言ってみれば、そういうことで、

皆さんもそういう観点から、おそらく皆さん全部知っているのです。私が言っていることは、もっともだと全部知っているのです。しかし、どうにもならない。指揮者がいないから。ぜひ、これを肝に銘じて、やらなければ、おそらく、来年も再来年もこの赤字予算を組んで、最後は破綻。最終的には破綻を迎えるというふうに思えてなりません。そのことを指摘して、私の最後の質問を終わります。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ございませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 19年度の経営改善計画という、総務課長が説明いたしましたが、この最後のページに18年度の改善見込みがついております。一生懸命改善して、この改善ができたということで、書類として付いているわけですが、この改善、これしっかりと19年度の改善計画に入っているわけですから、予算にきちんと反映したのか、その辺をお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） お答えします。この改善計画の見込み、18年度の見込みでございますが、これを踏まえた上で、19年度の当初予算を組み込んでおります。以上です。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 先ほど、18年度で言いましたが、超勤手当の関係、2244万3千円、これは19年度にまた元に戻ってますよね。そうすると、改善されずに、また、このまま計上したというふうにみられます。また、これを4597万9千円にしたとしても、おそらく、このような改善ができましたと、同じことを繰り返すだけでしょう。その点、しっかりと説明していただきたい。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） お答えさせていただきます。先ほどもそのようなお話が出ておりましたが、今、ご指摘の件は、51ページの時間外勤務手当、そこで2300ほど増えているのではないかとというご質問だと思いますが、これにつきましては、先ほど、医師の議案6号で、ご決定いただきました、宿直の関係で、2千円が2500円、また、診療取り扱い手当の関係で、宿日直プラス1万6千円ということで、ご了解いただいた分が増えるということでございまして、また、管理職、医師の中には、役職と医員がおりまして、その医員につきましては、現在、管理職手当を100分の15、出しております。その者について、管理職手当を支給しているのですが、それを見直しまして、時間外の取り扱いに今後はさせていただく予定でございます。それで、その分が約12名ほどおるのですが、今の試算ですと、2千万ほど、その部分で逆に増加してしまうということでございます。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） そうすると、増額分は医師の方に全部いくということで、理解いたしました。そのほか、さまざまな削減が入っておりますが、この削減に対して、19年度、これが管理職手当、特殊勤務手当の関係、また、業務委託の関係も2495万4千円削減されておりますが、これすべて削減に対して、19年度はこれ以上の削減ができるというような解釈でよろしいのか、お伺いします。

議長（松本啓太郎君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） お答えさせていただきます。あくまでも、18年度の見込みで、今のところ、これを改善計画の見込みということで出させていただいております。また、平成19年度の当初予算におきましても、給与費の関係では、増減が出ておるのが実態でございます。その中でも、医師に対する部分での確保という、原則的なことで、そこに対するもの見直しを図っておるところであります。また、平成19年度においては、51ページをご覧ください、おわかりいただけたと思いますが、職員数におきましても、主に医師と看護師でございますが、20名の増ということで、計画をさせていただいております。そういった中で、どうしてもその部分については、増えるということになってしまいます。その詳細につきましては、51ページの下の方でございますが、給与手当その他の増減分というのがございますが、医師の3名、看護師16名、等々の増ということで、ご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ございませんか。青柳正敏君。

議員（青柳正敏君） 1つだけ、聞かせていただきたいと思っております。病院経営という中で、安定というようなことが大変必要かと思っておりますが、先ほど、冬木議員の質問の中で、管理者、または副管理者がこういった姿勢でというような中で、吉井町長さん、副管理者におかれましては、春の選挙のいかんによって、いろいろなことが考えられるというようなお話でありました。それはそれぞれの自治体のことですから、われわれが介入するようなことはできませんが、管理者としまして、たとえば、そういったような、仮定の話で大変申し訳ないのですが、そういった時に新町のような脱会というような形でこれを認めていくつもりなのか、または、新高崎市と一緒に加わっていただいた中で、こういった経営安定化を図るといふ、その基本的な考え方、どちらをもって、のぞもうとしているのか、お考えをお聞かせ願いたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 19年度の予算案を審議しておりますので、それに沿った質問をお願いします。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

（午後5時10分休憩）

（午後5時11分再開）

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。青柳正敏君。

議員（青柳正敏君） 19年度の経営改善計画というのをいただいているわけですが、こういった中で、安定した健全経営という言葉でうたわれています。こういった中で、各構成市町村、こういった単位、これについて、今後、これを堅持した中で、この病院運営に向かうのか、その点だけでも、お聞かせ願いたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 管理者としての立場としては、今と同じ形でいきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第9号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

第14 議案第10号

議長（松本啓太郎君） 日程第14、議案第14号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第10号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務予定量につきましては、当年度における業務の予定量を定めるものでございまして、施設の利用床数、利用者数を予定するものでございます。

次に第3条については、収入の第1款施設運営事業収益の予定額を4億6,505万6千円、支出の第1款施設運営事業費用の予定額を4億6,329万6千円と定めるものでございます。

以下、第4条から第7条までにつきましては、所要の額を計上させていただきました。介護老人保健施設事業の運営は、厳しい状況ではありますが、地域の中心的施設として、良質のケアサービスの提供につとめていきます。以上、誠に簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。尚、詳細につきましては事務長より説明させますので、宜しく申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 事務長。

事務長（塚越秀行君） 詳細について、ご説明いたします。

第2条の業務の予定量ですが、年間延べ療養者数については、入所者2万8,470人で、1日当たりにしますと、78人、通所については、年間1万500人で、1日当たりにしますと、42人の利用者数とさせていただきます。

第3条の収益的収入及び支出で収入は、前年度対比で4億6,505万6千円の20%の収益減を見込んでおります。この収益減については、昨年度の特別利益の計上によるものであります。

次に、支出については、第1款施設運営事業費用において、4億6,329万2千円で、前年度想定対比で、4.7%減の費用減を見込んでおります。第4条以下につきましては、法令等による定め、その範囲とさせていただきます。

尚、細部については、科目別明細で示しておりますので、よろしくご説明いたします。以上で、詳細説明にかえさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第10号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

第15 一般質問

議長（松本啓太郎君） 日程第15、一般質問を行います。茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。総合診療科について、病院長の見解をお伺いしたいということで、医師不足であり、経営の責任であり、患者さんの待ち時間の多さであり、いろいろな面が今、議論になりましたが、ちょうど、外来センター長、本当に迷惑をかけておりますというふうな形の中で、この外来患者さんに対するサービスの向上を考えた時に、まず、外来センターの5科で60%、患者数を平均してみますと、内科、小児科、外科、整形外科等、主要な5科で60%の患者さんをみているわけですね。そんななかで、残りの10科。それが全体の40%。これを総合診療科という形の中で、待ち時間なしで、患者さんをまず、みるといった方針の中で、患者さんをまず確保する。そして、信頼性を確保する。そして、さらには、専門的にそういった初期治療をした中で、総合的に総合病院が非常に重点を置いている、こういった主要診療5科に振り分けていく。こういった中で、経営を改善するしか、方法がないのではないかと。今までの議論を聞いている中で、そういうふうに私は思います。院長先生におかれましては、がん診療の全県拠点病院にもこの1月にも認定を受けた、非常に内部の経営なり、ケア、スタッフの充実には日ごろしっかりと取り組んでいる成果も出ております。そういった中で、今、今年の11月の50歳の後半の方の例なのですが、お腹が痛くて、診療所、すぐ行けばみてもらえるのではないかと、わざわざ鬼石から出てきた。しかしながら、半日以上、待たされた挙句、レントゲンをとって、その日は帰された。2週間後に来ていただきたいと、その結果が出るのに。2週間待たされて、来ました。そうしたところ、午前中に番号を取って待っていたところ、いくら待っても、5番なら5番にしましょう、この患者さんが出て行ったにもかかわらず、15分、20分経っても、自分は呼ばれない。苦情を言いに事務へ行ったところ、すぐ、入ってくださいということになったと。実際に、診療室に入りました。そしたら、先生が1人で看護師さんも誰もいない。その結果、一言、異常はありませんでしたと。これでは、もう、病院にはかかれない。こういった事例が先ほど、冬木議員始め、いろいろな方の中で、事例として出てくる。これは、本当の意味で、藤岡市の患者さんをしっかりみる、なぜ、こういうことになるかということ、事例として、つくばメディカルセンターというところで、総合外来を10年前に新設した。その中で、10人のうち9人は、何をみてもらうか、わからないけれども、とにかく、病院の先生の診察を受けて、そこから専門的な治療に入ってもらいたいという形の中で、まず、来て、すぐ

みてもらうという条件の中で、やっていく。そういった中で、先ほどの鈴木院長さんの話ですと、若い先生方はいろいろなケースをみられるので、非常に勉強になると。こういったことを考えた時に、60%もの主要5科で、患者さんをきちんとした対応している中で、残りの10科は、全体の40%をみている。これを総合診療科という形の中で1つにして、いろいろな形の中で症例をみて、そこから専門性をもって分けていくという中で、患者さんはまず、確保して、待ち時間をなくして、病院の経営を安定させ、なおかつ、すぐみてもらえる藤岡総合病院の評判を高めるという考え方はないかどうか。まず、おたずねします。

議長（松本啓太郎君） 外来センター事務長。

外来センター事務長（今井光満君） 茂木議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私の方の事前にいただいた資料につきまして、質問用紙といたしましては、外来患者のほとんどは、特定の科による診療よりも、まず、みてもらうことに主眼を置いてくるケースが多いので、総合的に初期対応する新科の設置が必要と、私の方、連絡が不十分だったのかもしれませんが、用意させてもらうのは、ニュアンスが違うかもしれませんが、まず、第1点の考え方を病院の考え方をしめさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ご質問のように、最近、総合外来等の開設をしている病院が見受けられます。現在、当院はこのような外来は開設標榜をしておりません。ご質問について、当院の状況をご説明し、あわせて、考え方を述べさせていただき、答弁をさせていただきます。

当組合病院事業は、平成14年の外来センターのスタートを契機に、地域医療連携を推進してまいりました。そして、平成18年の4月には、地域医療指定病院の指定を受けております。これは従前より、推進してまいりました、地域の医療機関と連携し、役割分担による患者紹介を行うこと、あわせて、急性期医療、救急医療、及び、外来医療等を地域に提供するものであります。これは当然、地区医師会、及び、地域関係医療機関の関係をもって、運営されているものであり、今後ますます、その重要性は高まってくるものと思われまます。この地域の紹介型医療機関であることにより、地域の医療機関から紹介を受けた患者さんは、医師同士の連携と、診療情報提供書により、直接専門科に受診や入院ができるという仕組みになっております。また、外来センターにおいて、紹介なしの初診の患者さんにつきましては、看護部長、及び、師長クラスを総合案内に配置し、患者さんの状態をうかがい、適切な科に案内させていただいております。このように、事前に医療連携情報、及び、外来対応をすることにより、初診の患者さんは、適切な診療を受けることができます。

次に、総合外来を開設した場合の医師の要員について、当院の医師状況とあ

わせて、話させていただきます。先ほどらい、話が出ておりますが、ご承知のとおり、現在、全国的に病院勤務の医師不足という深刻な状況は続いております。国や県においても、対策を講じる状況が見受けられてきましたが、即、効果ということにはなりません。当院としましては、現在、不足している専門医確保獲得に重点を置いております。その関係で、総合外来担当医師の配置は、現行からして、難しいものと考えざるをえません。ご質問のとおり、将来においては、総合外来、総合診療科の設置は、必要と考えますが、ただ今、述べさせていただいた状況と対応いたしておりますので、今後の検討事項とさせていただきますと存じます。以上です。

議長（松本啓太郎君） 外来センター長。

外来センター長（田中壯信君） 今の事務長の通りなのですが、簡単にもうしますと、現在、1日あたり約700人の患者さんが来ています。そのうち、いわゆる新患にあたる方は35人。そのうちの15人は、対応先生方の紹介を持って、各診療科にきます。残りの約20名弱が、そのうちのほとんどが、たとえば、頭が痛い、骨折だとか、腰が痛いとか、ほとんどわかっている。本当に迷う方というのは数名なのです。その数名に関しては、先ほど、事務長が言ったとおり、総合案内で師長クラスが窓口で対応して、紹介させていただいております。ただ、これがベスト、一番いい方法とは思っていません。ご指摘のとおり、本来の総合診療科ができて、それに対応するのが一番いいと思います。ただ、それには、総合診療科というのは、専門性を有しまして、誰でもできるということではないと思います。一部の病院は、若い先生方が研修を兼ねてやっているという病院もありますが、それは本来の姿ではありません。従いまして、そういう総合診療科を担当するだけの優秀な知識のある医師が必要であると同時に、それを対応するだけの専門性の高い診療所がないと、本来の機能はならないということでもあります。そういうわけで、これは非常に先が遠いですが、事務長が言ったような形で、それを目指して、医師の充実を兼ねながらやっていくというのが実情で、現在は、師長を対応して、なんとか、それに対して、対応させていただいているというのが実情であります。以上です。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今の答弁では、遠い将来と。ただ、総合診療科の大切さには十分認識していると。そこで、結局、どう改善していけばいいかわからない。経営をどうしていったらいいかの責任が明確ではないという中で、全体の診療の患者さんの5%未満の科があるではないですか。現実には。そういったところを1つの科の中で、総合的にまずみて、それをきちんと振り分けていくという専門性は、当病院は持っているわけだから、できるわけだから、そこでもって、改善したらどうですかというふうに、私は提案をしているのであって、その辺

について、これが問題なんですよと、これができないんですよと、そういうところをしっかりと責任を持って、答えてもらわないと、その先が進まないですよ。ですから、私は主要5科で60%の患者さんをしっかりとみていくということは、ものすごく忙しいわけですよ。ところが、全体の、他のほとんどの科は、数字上、余裕があるというふうに、素人ですからみているわけです。そこで、ものすごく待たなければならないけれども、すぐ来てみてくれるところもある。ですから、そういった中で、総合診療科というものを病院の中の科の再編でなんとか実現できないでしょうかという、そういうことに対して、お答えいただければ、2回目は結構ですので、よろしく願いいたします。

それから、未収金の対処について、伺うのですが、18年度の中途と、17年度以前に患者さんが支払ってくれない、治療費の額とその対応について、簡単に答えていただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 外来センター長。

外来センター長（田中壯信君） くだいようですが、先ほど、もうしましたとおり、現状では、総合診療科を必要とする患者さんは少ないということが1つと、茂木議員さんが言われるように、もし、すべての患者さんを総合診療科にまわしたとしたら、その患者さんをもう一度、本来だったら、進むべき科にいかざるを得ないという余分な時間がかかるということにもなる。現実的に。ですから、現状のところは、総合案内で、ある程度の対応はできているのではないかと、私は思っています。ただ、何人かのご不便をかけた、適切でない例もあるかもしれませんが、その辺は十分ではありませんが、私は言われたとおり、即ち、総合診療科を設けて、総合診療科医を採用して、やっていくというのは、理想ですけれども、なかなか難しいということと、現在は、総合案内でなんとか対応できていると、私は理解しております。

議長（松本啓太郎君） 医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） 18年度の中途と17年度以前の患者が支払わない治療費ということですが、19年1月末時点ですが、支払わない額、窓口の滞納額として、説明させていただきます。17年度以前分では、入院棟が平成9年から17年までで、3435件、7230万円。外来センターが平成14年度から17年度までで、274件、292万円です。合計では、3709件、7522万円となります。このうち、居所、連絡先の不明者、死亡により、その後の連絡先、家族との連絡先不明者が3041万円。また、自己破産等による支払不能ということで、231万円となっております。また、平成18年度の現在の中途分としまして、12月までの請求分で、入院棟が201件、1252万、外来センターが328件、99万円となっております。このうち、1月時点で、居所不明者、連絡先の不明者が23万円となっております。対策として

ですが、なかなか効果的な方法が見つかりませんが、今後も継続し、郵送、電話、訪問による督促を続けて、少しでも未収金が解決処分されるように努めていきたいと思っております。また、滞納を防ぐ方法として、入院患者の場合には、入院時に医療相談員による保証人の確認、それから、支払等に不安がある場合には、入院時点で相談員により、高額貸し付け、高額受取人払いなどの利用を紹介していきます。また、外来センターでは、予約のある患者に対しては、次の来院時に清算の依頼を徹底していきたいと思っております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 未収金については、約7500万がずっと残っていると。そのうち、最終的には、3千万円というのが所在が不明なり、連絡がとれないまま、おそらく、診療報酬の時効というか、請求の時効を迎える、そういった中で、残りが4千万ぐらい。今年度、発生しようとしているのが、1500万ぐらい。そういった中で、こういった医療費が払えないのは、今、皆さんご承知のとおり、新聞でも問題になってきておりますが、まず、病院として、なかなか効果的な方法が見つからないんだという答弁がありますが、現実、今、この本病院がこういった体制の中で、まず、督促をし、収納し、そして、その決裁をどの範囲まで、いわゆる病院の管理者、おりますが、3千万近いお金が毎年消えていくというふうな形の中で、どういう形の中で、管理者として、この、いわゆるこれから、大変発生してくると思われる、こういった大きな治療費を支払わない方への対策について、管理者としてどういう体制の中で、のぞんでいくのか、おたずねいたします。

議長（松本啓太郎君） 医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） お答えします。先ほどの7千万ということで、決裁の方では、18年度の補正予算の中で、不納欠損ということで、5千万ぐらいの金額をあげさせていただいております。これにつきましては、督促状況、それから、未収状況の内容を決裁としてあげまして、不納欠損として、あげさせていただきました。それから、対策としましては、来院の予定のない場合、それから、なかなか督促に応じてくれない場合につきましては、滞納整理の専門員、収納員の配置を検討して、強化していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 以上で、茂木光雄君の質問を終わります。

議長（松本啓太郎君） 通告のありました質問は終了いたしました。

字句の整理の件

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきまして

は、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

議長(松本啓太郎君) この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者あいさつ

管理者(新井利明君) 本日は長時間にわたって、慎重ご審議をいただき、ご決定いただきましてありがとうございました。

関係各位の深いご理解とご協力のおかげであり、心から感謝申し上げます。今後も皆様のご支援をたまわりたいと存じます。まだ寒い日がつづきますが、ご自愛いただきたいと思います。本日はありがとうございました。

閉会

議長(松本啓太郎君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成19年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでした。

午後5時49分閉会

会議規則第77条の規程により下記に署名する。

議 長

署名議員

署名議員